

1 学校の教育課程

(1) 教育課程の意義、基準及び編成

教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもたちの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。

各学校は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学習指導要領等に基づき、子どもたちの姿や地域の実態等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、教育課程を編成する。各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動等についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、教科等横断的な視点をもつつ、学年相互の関連を図りながら授業時数との関連において総合的に組織する。

教育課程の基準

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることができる機会を保障するために、学教法等の法令に基づいて国が定めている教育課程の基準である。

その内容は、校種により違いがあるが、総則、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動等によって構成されているものである。

学習指導要領は、教育課程の編成はもちろん、年間指導計画の作成、指導目標や指導事項の設定等、日々の教育活動を進める際の最も基本となるものである。なお、学習指導要領は、指導内容やその取扱いについて大綱的に示しているものであり、それを十分読み取るために、「学習指導要領解説」等の資料を活用し、理解を深めることが大切である。

移行期間中は、新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえつつ、移行措置に留意して教育課程を編成する必要がある。

教育課程の編成

教育課程は、各学校において全教職員の連携協力の下に、児童生徒の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて校長の責任において編成するものであり、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。全教職員はそれらに示されている事柄について十分に理解を深める必要がある。教育課程は、次の内容で編成される。

【小学校】 各教科、道徳科、外国語活動（小学校第3学年及び第4学年）、総合的な学習の時間（小学校第3学年から）、特別活動

【中学校】 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動

【高等学校】 各教科、総合的な探究の時間、特別活動

【特別支援学校】 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（小学部・中学部※知的障害小学部を除く。）・総合的な探究の時間（高等部）、特別活動、自立活動

（特別支援学校の教育課程については、本編P45 IV-2-(8) 「特別支援学校における教育課程の編成」、本編P55 IV-2-(12) 「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）

教育課程の具体化のために

学校教育においては、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体において、資質・能力をはぐくみ、個性を生かし多様な人との協働を促す教育の充実に努めることが強く求められている。各学校では、地域社会の特性や児童生徒の実態に応じて編成された教育課程に基づき、一人一人の児童生徒を大切にした教育を実践しつつ、それらを評価し、改善するカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要がある（本編P29 IV－2－(2)「カリキュラム・マネジメント」参照）。

社会に開かれた教育課程

学校は社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくことが必要である。

学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在である。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働をさらに広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子どもを育てるのかといった目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

そのために、各学校においては、全教職員の連携協力の下に、児童生徒に求められる資質・能力を明確化した教育課程の実施、評価及び改善について、地域の人材、資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりしながら、教育目標の具現化を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現が重要である。

特色ある学校づくり

特色ある学校づくりとは、自校の教育目標を達成するために各学校が主体的に編成する教育課程に創意・工夫を加え、教育の活性化を図ることである。

学校の伝統や校風を大切にするとともに、地域社会や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成し、その効果的な実施と評価、改善に努める必要がある。

説明責任と学校評価

各学校が行う学校評価は、学校教育法第42、49、62、70、80条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されている。

各学校は教育課程や学校運営について自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、その結果を公表し、教育活動の成果や課題について、保護者や地域の人々に対して十分説明したり意見を聞いたりすることにより、説明責任を果たし、改善を図る中で、その期待と信頼に応えていく必要がある。

《参考資料》

- 「コミュニティ・スクール2018～地域とともににある学校づくりを目指して～」（文部科学省 平成30年）
- 「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（文部科学省 平成28年3月）
- 「コミュニティ・スクールを始めるにあたって」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「コミュニティ・スクールで学校も地域も生き生きと！」（京都府教育委員会 平成30年10月）

1 学校の教育課程 (2) 学習指導要領改訂について

学習指導要領改訂の 趣旨

新しい時代に子どもたちに必要となる資質・能力を確実に育み、知・徳・体にわたる「生きる力」を育てるため、「何のために学ぶのか」という本質的な学習の意義を共有しながら、教科等の目標や内容が、
1 生きて働く「知識及び技能」の習得
2 未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成
3 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の三つの柱に基づいて整理されている。

……【何ができるようになるか】

新しい時代に必要となる教科・科目等の新設や目標・内容が見直され、小学校3・4学年の外国語活動や5・6学年の外国語の教科化、プログラミング教育、道徳科等について改善が図られた。高等学校では教科「理数」や科目「公共」等が新設された。全体を通して、学習内容の削減は行われていない。

……【何を学ぶか】

生きて働く知識及び技能の習得等、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようするため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められている。

……【どのように学ぶか】

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教科等横断的な教育課程や各学校段階の接続を踏まえた教育課程の編成も大切にするよう方向付けられた。

実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりである。

	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	全面実施					
小学校	移行期間	全面実施				
中学校	移行期間		全面実施			
高等学校	移行期間			年次進行で実施		

幼稚園は平成30年度から全面実施。小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となり、高等学校は令和4年度から年次進行で実施となっている（特別支援学校においてはそれぞれの該当部に準じる）。

移行期間の教育課程

新学習指導要領全面実施前の移行期間には、指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合等は、積極的に新学習指導要領による取組ができる。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの資質・能力をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導するようとする（「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要」参照のこと）。

【高等学校】

(1) 総則

新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領による。

(2) 各教科等

① 総合的な探究の時間及び特別活動

- ・総合的な探究の時間→従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領による。
- ・特別活動→新高等学校学習指導要領による。

② 指導内容の変更などにより特例を定める教科

- ・地理歴史、公民→新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。
- ・家庭→新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

③ 新高等学校学習指導要領によることができるこことする教科

- ・保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術→新高等学校学習指導要領によることができる。

※福祉には、科目「福祉情報」を加える。

(注) 特例の適用時期及び対象について

移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。

ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、家庭に関する特例については平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に適用することとする。

高大接続改革

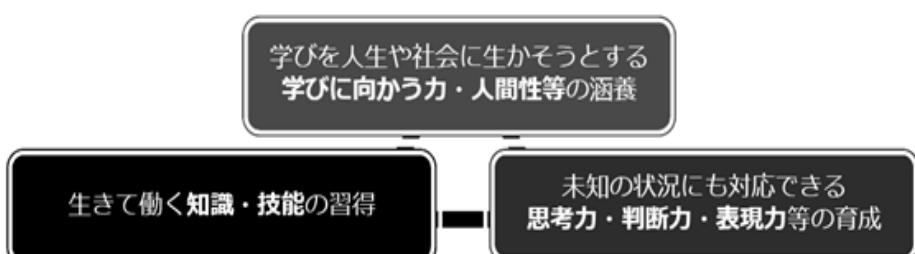
変化の激しい時代において、新たな価値を創造していく力を育成するためには、文部科学省は、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の三者の一体的な改革を進めることが極めて重要であるとし、高大接続改革の取組を進めている。

大学入学者選抜改革については、大学入試センター試験に代わるテストとして、令和3年度から「大学入学共通テスト」を実施している。令和6年5月に「令和7年度大学入学者選抜実施要項」が発出され、新学習指導要領に対応した大学入学共通テストや各大学で選抜が実施される予定である。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (1) 育成を目指す資質・能力

「生きる力」を育む ために

学習指導要領総則には、児童生徒に知・徳・体にバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たって、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ること、その際には児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することが示されている。



※出典 文部科学省「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」補足資料

生きて働く知識及び 技能が習得されるよ うにすること

資質・能力の育成は、児童生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関する知識及び技能の質や量に支えられており、知識や技能なしに、思考や判断、表現等を深めることや、社会や世界と自己との多様な関わり方を見いだしていくことは難しい。一方で、社会や世界との関わりの中で学ぶことへの興味を高めたり、思考や判断、表現等を伴う学習活動を行ったりすることなしに、児童生徒が新たな知識や技能を得ようとしたり、知識や技能を確かなものとして習得していくことも難しい。こうした「知識及び技能」と他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、発達の段階に応じて、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていくことが重要である。

知識については、児童生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、こうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できる確かな知識として習得されるようにしていくことが重要となる。また、芸術系教科における知識は、一人一人が感性等を働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることが重要である。教科の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新していくことが重要となる。

各教科等の指導に当たって、学習に必要となる個別の知識については、教師が児童生徒の学びへの興味を高めつつしっかりと教授するとともに、深

未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等を育成すること

い理解を伴う知識の習得につなげていくため、児童生徒がもつ知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要となる。

学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等を涵養すること

児童生徒が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関する「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。児童生徒の情意や態度等に関するものであることから、他の二つの柱以上に、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要となる。

児童生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関する力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童生徒が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやり等の人間性等に関するものも幅広く含まれる。

こうした情意や態度等をはぐくんでいくためには、我が国の学校教育の豊かな実践を生かし、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (2) カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントの充実

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことである。具体的には、

- ・児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

等を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことである。

児童生徒や学校、地域の把握

教育課程は、児童生徒の心身の発達段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して編成されることが必要である。各学校においては、各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握し、保護者や地域住民の意向等を的確に把握した上で、学校の教育目標等、教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

教育活動の質の向上

学校の教育活動の質の向上を図る取組は、教育課程に基づき組織的かつ計画的に行われる必要がある。各学校においては、校長の方針の下で、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うことが必要である。また、教育課程は学校運営全体の中核ともなるものであり、学校評価の取組についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意が必要である。

組織的かつ計画的に取組を進めるためには、教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め、職務分担に応じて既存の組織を整備、補強したり、既存の組織を精選して新たな組織を設けたりすること、また、分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決めて取り組んでいくことが必要である。

また、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要である。次の点に留意し、教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし、家庭や地域とも共有していくことが求められる。

1 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令や各学校の教育目標が定める教育の目的や目標の実現を目指して、指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択して組織し、それに必要な授業時数を配当していくことが必要となる。各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、児童生徒の生活時間と教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められる。

その際、「何を学ぶか」という教育の内容を選択して組織していくことと同時に、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」という、育成を目指す資質・能力を指導のねらいとして明確に設定していくことが求められていることに留意が必要である。教育課程の編成に当たっては、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくことや、各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な学習（探究）の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすること等、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成することが重要である。

2 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、こうした結果等から教育の目的や目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見いだし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。

3 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせていくことが重要となる。学校規模、教職員の状況、施設設備の状況等の人的又は物的な体制の実態は、学校によって異なっており、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。そのためには、特に、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、児童生徒の学習に協力することのできる人材等）等について具体的に把握して、教育課程の編成に生かすこと有必要である。

《参考資料》

□「豊かな学びをつなぐカリキュラム・マネジメントハンドブック」（京都府総合教育センター 令和2年3月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(3) 教科等横断的な視点に立った資質・能力

教科等横断的な視点 に立った資質・能力

変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために必要な力を、児童生徒一人一人にはぐくんでいくためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力や、教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用して現代的な諸課題に対応していくための資質・能力を、教育課程全体を見渡してはぐくんでいくことが重要となる。

学習の基盤となる資 質・能力

児童生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力を、児童生徒の発達の段階を考慮し、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点ではぐくんでいくことができるよう、教育課程の編成を図ることが求められる。学習の基盤となる資質・能力として、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等が挙げられる。

【言語能力】

言葉は、児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教師の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、学級で目的を共有して協働したりすることができるのも、言葉の役割に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、児童生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが求められる。

言語能力を育成するためには、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ることが必要であるが、特に言葉を直接の学習対象とする国語科の果たす役割は大きい。言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められる。

また、外国語科や外国語活動は、学習対象とする言語は異なるが、言語能力の向上を目指す教科等であることから、国語科と共通する指導内容や指導方法を扱う場面がある。こうした指導内容や指導方法を効果的に連携させることによって、言葉の働きや仕組み等の言語としての共通性や固有の特徴への気付きを促し、相乗効果の中で言語能力の効果的な育成につなげていくことが重要である。

【情報活用能力】

情報活用能力は、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、学習の基盤となる資質・能力である。その育成に当たっては、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされている。

また、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力でもある。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。

【問題発見・解決 能力】

各教科等において、物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を図ることを通じて、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な学習（探究）の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むこと等を通じて、各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要である。

ここに挙げられた資質・能力の育成以外にも、各学校においては児童生徒の実態を踏まえ、学習の基盤作りに向けて課題となる資質・能力は何かを明確にし、カリキュラム・マネジメントの中でその育成が図られるように努めていくことが求められる。

現代的な諸課題に対 応して求められる資 質・能力

「生きる力」の育成という教育の目標を、各学校の特色を生かした教育課程の編成により具体化していくに当たり、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点ではぐくんでいくことが求められる。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善①

授業改善の視点

児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、これまで多くの実践が重ねられている。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことは、今まで取り組まれてきた実践の上に、児童生徒に求められる資質・能力をはぐくむために、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図るものである。授業の方法や技術の改善のみを意図するものではない。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことである。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童生徒の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることが求められている。

主体的な学び

学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働きながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材等内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを取り返したりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考え方等を広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材等内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他ならない。

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働きかせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

なお、各教科等の解説において示されている各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要である。

また、思考・判断・表現の過程には、

- ・物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

の大きく三つがあると考えられる。

各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

各教科等において行われる学習活動をさらに改善・充実させ、学びの質を高める授業改善の取組は、既に多くの実践が積み重ねられてきている。具体的な授業の在り方は、児童生徒の発達の段階や学習課題等により様々である。単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となるような、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、児童生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、例えば高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが主体的・対話的で深い学びではない点に留意が必要である。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、児童生徒の資質・能力を確実に育成する必要があり、そのためには、学習指導要領の着実な実施が重要である。その上で、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」を一体的に実現することを目指していく必要がある。

そのためにも、教師は児童生徒を支える伴走者となり、I C Tを活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実し、児童生徒の資質・能力を育成することが求められる。

【個別最適な学び】

「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり、この「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」である。

【協働的な学び】

探究的な学習や体験活動などを通じ、児童生徒同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成することである。

学校における授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わされて実現されていくことが多いと考えられる。各学校においては、教科等の特質に応じ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。

《参考資料》

□「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

（中央教育審議会 令和3年1月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善②

言語環境の整備と言 語活動の充実

言語能力の育成を図るためにには、言語環境を整えることが重要である。児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。

また、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等において言語活動の充実を図ることが大切である。言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材等内容や時間のまとめを見通して、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

なお、平成19年8月に文部科学省が報告した「言語力の育成方策について」の見解を踏まえ、京都府教育委員会では「ことばの力」（言語力）を次のように定義している（平成31年4月改訂）。

- 言語をとおして知識や技能を理解する力
- 言語によって論理的に考える力
- 言語を使って表現する力
- 言語をとおして心を豊かにし、学びに向かう力

これらの力を京都府教育委員会が「ことばの力」と呼称したのは、幼児教育からはぐくんでいく力として捉えるとともに、学校だけでなく、家庭、地域社会を含めた社会総がかりではぐくむべき力として設定し、だれでも親しみやすく分かりやすい表現にしようという思いが込められている。京都府教育委員会では、学習指導要領の改訂を踏まえ、引き続き「ことばの力」に込められた思いを継承し、その呼称を継続していくこととしている。

コンピュータ等や 教材・教具の活用、 コンピュータ等の基 本的な操作やプログ ラミングの体験

児童生徒に情報活用能力の育成を図るためにには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具を適切に活用することが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

さらに、小学校においては、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考力（プログラミング的思考等）を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施することとしている。

見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たって、特に主体的な学びとの関係からは、児童生徒が学ぶことに興味や関心をもつことや、見通しをもって粘り強く取り組むこと、自己の学習活動を振り返って次につなげること等が重要になる。

各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり、児童生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や、児童生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習をしたりする習慣の確立等を図ることが重要である。

これらの指導を通じ、児童生徒の学習意欲が向上するとともに、学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、各教科等で目指す資質・能力の育成にも資するものと考えられる。

体験活動

児童生徒を取り巻く環境等を踏まえ、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性等を実感しながら理解することができるようになるとともに、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していくことが求められる。

課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

各教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に留意しつつ、児童生徒の興味・関心を生かした学習指導を開拓することが学習意欲を喚起し自主的、自発的な学習を促す上で重要である。また、学習する意味について適切な指導を行うことによって、児童生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つよう配慮することが大切である。具体的には、各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、これらの活用を図る学習活動を行うに当たって、児童生徒が主体的に自分の生活体験や興味・関心を基に課題を見つけ、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるよう配慮することが考えられる。

学校図書館、地域の公共施設の利活用

学校図書館については、①児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等をはぐくむ自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

学校においては、このような学校図書館が有している機能を最大限に活用できるようにすることが重要であり、学校図書館が児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。

また、地域の図書館等の公共施設も積極的に利用し、学習の場を広げて、さらに深い学びにつなげていけるよう活用していくことが大切である。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(5) 学校段階等間の接続

幼児期の教育と小学校教育との接続

小学校低学年は、幼児期の教育を通じて身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、児童の資質・能力を伸ばしていく時期である。幼稚園教育要領等においては、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱から構成される資質・能力を一体的にはぐくむように努めることや、幼児期の教育を通して資質・能力がはぐくまれている幼児の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示している。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼稚園の教職員等と子どもの成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切である。

小学校においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力をさらに伸ばしていくことができるようになることが重要である。

その際、低学年における学びの特質を踏まえて、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力をはぐくむことを目的としている生活科と各教科等の関連を図るなど、低学年における教育課程全体を見渡して、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるように工夫する必要がある。特に、小学校の入学当初においては、幼児期の遊びを通じた総合的な指導を通じてはぐくまれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、スタートカリキュラムを児童や学校、地域の実情を踏まえて編成し、その中で、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定等、指導の工夫や指導計画の作成を行うことが求められる。

小学校教育と中学校教育との接続

小学校及び中学校の義務教育段階においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業段階までにはぐくむことができるよう、学校教育法並びに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に示すところに従い、小学校及び中学校 9 年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められる。したがって、小学校教育には、学級担任が児童の生活全般に関わりながら、各教科等の指導を含めた児童の育ちを全般的に支えることを通して、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を受け継ぎ、児童に義務教育としての基礎的な資質・能力の育成を目指した教育を行うことが、中学校教育には、学級担任による日常的な指導と教科担任による専門性を踏まえた指導とを行う中で、小学校教育の成果を受け継ぎ、生徒に義務教育 9 年間を通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を行うことがそれぞれ求められる。このような観点から、小学校と中学校の接続に際しては、義務教

育9年間を見通して児童生徒に必要な資質・能力をはぐくむことを目とした取組が求められる。具体的には、例えば同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携を深めるため、次のような工夫が考えられる。

- ・学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針等を、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること
- ・校長、副校長、教頭及び事務長の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針等を共有し、改善を図ること。
- ・教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図ること。
- ・同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有していくこと。

特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、こうした工夫にとどまらず、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小学校と中学校とで一体的な教育内容と指導体制を確立して特色ある教育活動を展開していくことが重要となる。

中学校教育とその後の教育との接続

中学校においては、義務教育の最後の教育機関として、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業までにはぐくむことができるよう、小学校教育の基礎の上に、中学校教育を通して身に付けるべき資質・能力を明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められる。

このため、学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ中央教育審議会答申で示された高等学校における新たな教科・科目構成との接続を含め、小・中・高等学校を見通した改善・充実の中で、中学校教育の充実を図っていくことが重要となる。

また、高等学校においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしている。このことは、生徒に自身の在り方や生き方を考えさせて適切に選択・判断する力を求めるものである。中学校までの教育課程においては生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。

なお、中学校と高等学校との円滑な接続の観点から、中等教育の多様化を一層推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、中高一貫教育制度が設けられているところである。生徒の現状や地域の実情に応じ、こうした制度を活用して特色ある取組を展開していくことも考えられる。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(6) 学習評価①

指導と評価

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。児童生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学びを振り返って次の学習に向かうことができるようになるためにも、学習評価の在り方は極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

児童生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていくように評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材等、内容や時間のまとめを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性等の多様な側面、進歩の様子等を把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

また、教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての相互評価や自己評価等を工夫することも大切である。相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要がある。

各教科等の学習評価

各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている。また、外国語活動や特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動についても、それぞれの特質に応じ適切に評価することとされている。

観点別学習状況の評価とは、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点からそれぞれの観点ごとに分析する評価のことである。児童生徒が各教科等での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能とするものである。各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては、観点ごとに評価規準を定める必要がある。評価規準とは、観点別学習状況の評価を適切に行うため、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころを表現したものである。

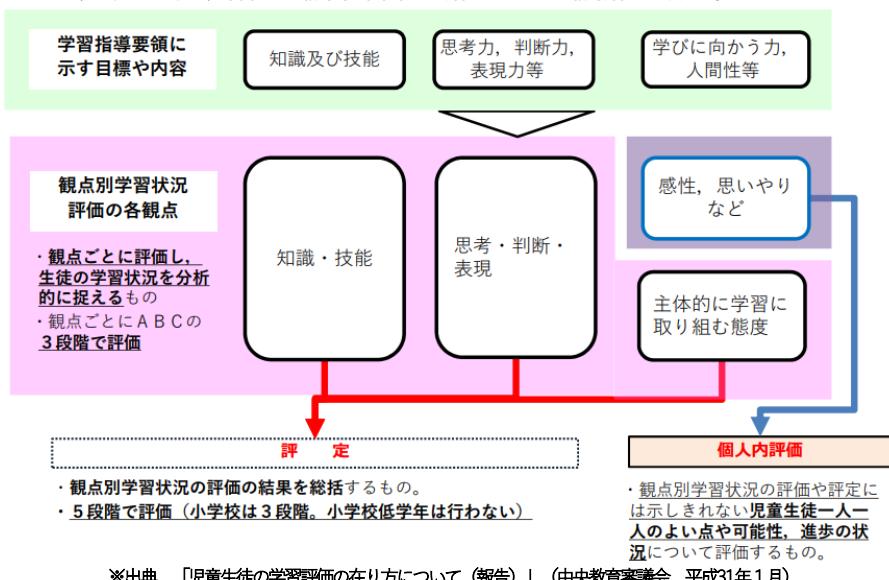
学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理

学習指導要領では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で整理している。これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思

考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価の実施に際しては、学習指導要領の規定に沿って評価規準を作成し、各教科等の特質を踏まえて適切に評価方法等を工夫することにより、学習評価の結果が児童生徒の学習や教師による指導の改善に生きるものとすることが重要である。

各教科における評価の基本構造

- 各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標標準拠評価）
- したがって、目標標準拠評価は、集団内での相対的位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



※出典 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会 平成31年1月）

特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」等児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等を積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要である。

指導要録と通知票

(表)

学教法施行規則第24条に指導要録を作成することが義務付けられている。

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿である。

通知票（表）は、その発行に関して法的な規定はないが、学習状況の評価等学校での児童生徒の成長の姿を保護者に伝え、家庭との連携・協力を促進するために作成されるものである。表簿である指導要録と異なり、通知票（表）の様式は各学校の実態に応じて様々な工夫がされ、その体裁や記入方法も様々である。自校の通知票（表）の趣旨や記入項目について十分理解しておくことが大切である。

《参考資料》

- 「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」（文部科学省・国立教育政策研究所 令和元年6月）
- 「学習評価の在り方ハンドブック（高等学校編）」（文部科学省・国立教育政策研究所 令和元年6月）
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（小学校・中学校）
（国立教育政策研究所 令和2年3月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（高等学校）
（国立教育政策研究所 令和3年8月）
- 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会 平成31年1月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (6) 学習評価②

改訂学習指導要領に おける各教科の学習 評価について

各教科の学習評価については、今回の改訂においても、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施する。

3 観点の評価それぞれについての考え方は次の(1)～(3)のとおりとなる。なお、この考え方は、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動においても同様に考えることができる。

(1) 「知識・技能」 の評価

「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価するものである。

具体的な評価の方法としては、ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図るとともに、例えば、児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど、実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられる。

(2) 「思考・判断・ 表現」の評価

「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決するなどのために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものである。「思考・判断・表現」を評価するためには、教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じ、児童生徒が思考・判断・表現する場面を効果的に設計した上で、指導・評価することが求められる。

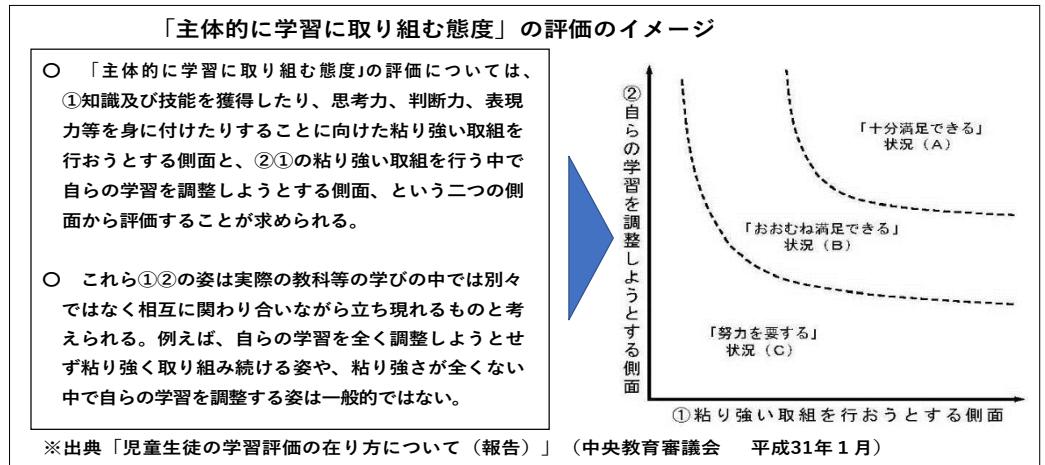
具体的な評価の方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。

(3) 「主体的に学習 に取り組む態度」 の評価

「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされている。「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するということではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る観点の趣旨に照らして、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。

本観点に基づく評価は、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科等の評価の観点の趣旨に照らして、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面
 - ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面
- この二つの面を評価することが求められる。



ここで評価の対象とする学習の調整に関する態度は必ずしも、その学習の調整が「適切に行われているか」を判断するものではなく、それが各教科等における知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成に結び付いていない場合には、それらの資質・能力の育成に向けて児童生徒が適切に学習を調整することができるよう、その実態に応じて教師が学習の進め方を適切に指導するなどの対応が求められる。

なお、学習の調整に向けた取組のプロセスには児童生徒一人一人の特性があることから、特定の型に沿った学習の進め方を一律に指導することのないよう配慮することが必要であり、学習目標の達成に向けて適切な評価と指導が行われるよう授業改善に努めることが求められる。

具体的な評価の方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いること等が考えられる。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行う必要がある。したがって、例えば、ノートにおける特定の記述等を取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではないことに留意する必要がある。

それぞれの観点別学習状況の評価を行っていく上では、児童生徒の学習状況を適切に評価することができるよう授業デザインを考えていくことは不可欠である。特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材等の内容のまとまりの中で設けたりするなど、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要である。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方 (7) 指導に生かす評価

基本的な考え方

単元や題材の学習指導に当たっては、どのような資質・能力をどのような学習活動を通じて育成するのか、単元（題材）の目標を明確に設定することが重要である。さらに単元（題材）の目標は、児童生徒がどのような学習状況であれば目標が達成できたと判断するのか、そのよりどころとなる評価規準を児童生徒の具体的な姿として設定することで、より具体的で現実的なものとなる。

なお、学習評価の評価規準については、国立教育政策研究所の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校・高等学校）」等を参考にする。

1時間の授業における評価は、単元（題材）の目標・単元（題材）の評価規準を時間ごとの学習活動に即して細分化や焦点化して行う。毎時間の授業で児童生徒に学力を付けるには、どのような資質・能力をどのような学習活動を通じて育成するのか、また、児童生徒のどのような学習状況（姿）を目指すのかを明確にしておくことが特に重要である。毎時間の学習状況の評価を確実に行うことこそ、授業の骨組みを支え、授業を充実したものにするといえる。

評価した結果は、その授業の中で直ちに児童生徒に伝えて励ましたり、指導の手立てを講じる参考にしたり、その後の授業の進め方を修正したりすることにつなぐことができる。学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことが重要である。

本時の評価規準

本時の評価規準は、本時の目標と一体のものとして捉え、児童生徒の学習活動が容易に想定できるよう、評価の観点に即して、できる限り具体的に設定する。その際、授業のどの学習活動を捉えて評価するのか、焦点化を図ることが重要である。評価の対象となる学習活動は、授業の終末だけに限らず、途中のグループ活動や、ノートやワークシートへの記述、発言の内容等様々な場面が考えられる。本時で育成を目指す資質・能力が、どの学習活動に最もはつきりと現れるのかを考えて設定することで、より確かな評価を行うことができる（本編P41 IV-2-(6) 「学習評価②」参照）。

評価の方法

授業では、評価規準に加えて、実際に評価資料をどのような方法で収集するのかを計画しておくことが重要である。評価の方法は、ノート、ワークシート、学習カード等学習成果が客観的に残る資料を分析して評価する場合と、発言の内容、話合いの様子等を観察して評価する場合等がある。観察の場合は、児童生徒の学習状況が把握できるように、授業のどの場面で、何をポイントとして観察するのかを明確にしておく。

また、児童生徒の学習状況を「十分満足できる」と判断される状況、「おおむね満足できる」と判断される状況（評価規準）、「努力を要する」状況の三つで想定しておく。

「十分満足できる」と判断される状況は、評価規準に照らして学習の実現状況の程度から、その高まりや深まりが見られると判断される状況を想定する。その際、「より深く」や「より詳しく」等の抽象的な表現は避けて、評価規準に何が加われば、質的な高まりや深まりが見られる状況なのかを具体的に想定する。例えば、「『話すこと・聞くこと』において、相手に伝わるよう行動したことや経験したことに基づいて、話す事柄の順序を考えている。」という評価規準に対して、「行動したことや経験したことに基づいて、聞き手に与える印象や効果も考えながら、話す事柄の順序を考えている。」等が考えられる。

「努力を要する」状況は、その時間の学習活動において評価規準を達成することが難しい児童生徒の姿を想定したものである。その上で、指導者がその時間内にどのような手立てを講じるのかを具体的に考えておくことが重要である。学習課題について、どのようなつなづきが予想されるかを具体的に想定し、それに応じた適切な手立てを準備しておくことで、的確な指導を行うことができる。そのためには、「ノートの見直しをさせる。」等のように抽象的な内容にとどまらず、「ノートを見直して前時に解いた問題を再度思い出させる。」といった、児童生徒の実際の学習活動につながる手立てにすることが、指導と評価の一体化を図る上で重要である。

《参考資料》

- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（高等学校）（国立教育政策研究所 令和3年8月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（小学校・中学校）
（国立教育政策研究所 令和2年3月）
- 「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（専門教科）」（国立教育政策研究所 平成25年3月）
- 「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（高等学校）」（国立教育政策研究所 平成24年7月）
- 「学習指導案ハンドブック」（京都府総合教育センター 令和3年3月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(8) 特別支援学校における教育課程の編成

教育課程の編成

特別支援学校は幼稚園、小・中・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識及び技能を授けることを目的とする。したがって、特別支援学校における教育については、幼稚園、小・中・高等学校における教育には設けられていない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、これが特に重要な意義をもつものといえる。また、障害の状態等により特に必要がある場合には、以下のような教育課程を編成することができる。

- 1 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。
- 2 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）の教育課程

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるものとする。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということを意味している。

なお、知的障害を併せ有する者については、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

特別支援学校（知的障害）の教育課程

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱いについては、次のとおりである。

- 1 各教科等の種類については、学教法施行規則第126条第2項、127条第2項及び128条第2項で規定される。
- 2 各教科の目標や内容は学年別に示されず、段階別に示される。
また、学習指導要領においては、次のような点が改訂された。
 - ・障害のある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視する。
 - ・各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて整理する。
 - ・各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするために、段階ごとの目標を新設する。
 - ・小・中・高等部の内容のつながりを充実させるために、中学部に新たに段階を設ける。
 - ・小学部の教育課程に必要に応じて外国語活動を設けることができる。
 - ・小学校の各教科及び外国語活動、中学校の各教科及び高等学校の各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

指導の形態

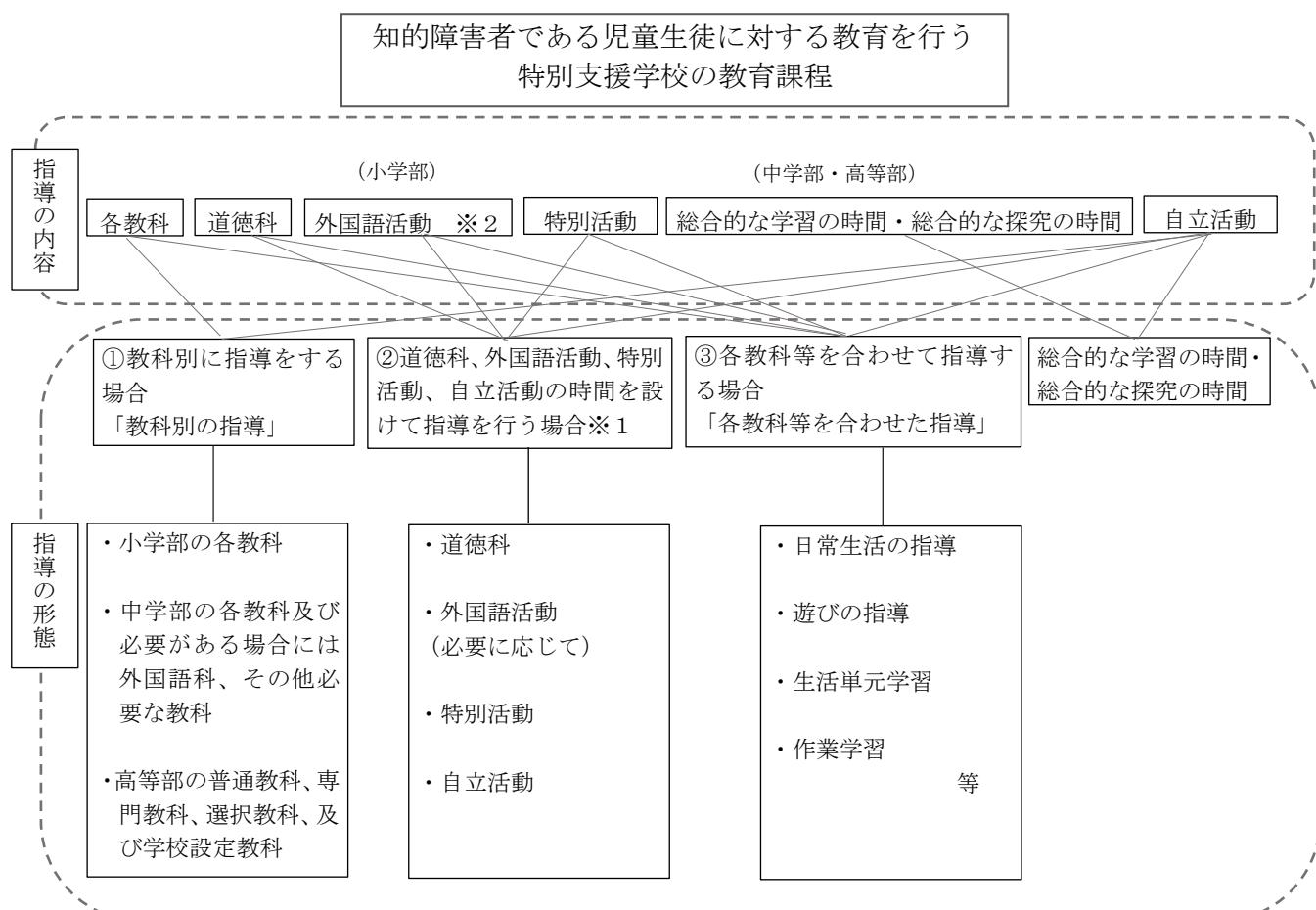
特別支援学校（知的障害）においては、指導の形態として①「教科別に指導を行う場合（教科別の指導）」、②「道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合※1」、③「各教科等を合わせて指導を行う場合（各教科等を合わせた指導）」をとることができる（下図参照）。

各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である。従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習等として実践されてきている。各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

また、中学部及び高等部においては、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間を適切に設けて指導をすることに留意する必要がある。



※1 従前は「領域別に指導を行う場合」（領域別の指導）と示していたが、道徳科が位置付いたことや、小学部において児童や学校の実態を考慮して外国語活動を設けることができるようにしたことから、今回改訂の学習指導要領ではこのような示し方をしている。

※2 児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることができる学習指導要領に示されている。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(9) 小学校外国語

外国語活動及び外国語科の導入

学習指導要領の改訂により、小学校中学年に外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標を「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の領域において設定した。音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」、「書くこと」を加えた教科として外国語を導入し、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することとしている。中学校及び高等学校では、こうした小学校での学びを踏まえ、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成することとしている。

外国語活動及び外国語科の目標

今回の改訂では、育成を目指す資質・能力の三つの柱である(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」及び(3)「学びに向かう力、人間性等」のそれぞれに関わる目標を、以下(1)、(2)、(3)のように明確に設定している。

外国語活動	外国語科
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働きさせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働きさせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようする。	(1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようする。
(2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。	(2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
(3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

「コミュニケーションを図る素地となる資質・能力」が中学年の外国語活動の目標の中心部分である。これは、高学年の外国語科の目標である「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」及び、中学校の外国語科の目標である「簡単な情報や考えなどを理解したり表現し合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力」につながるものである。

外国語活動

【内容と学習指導】

- 「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること及び日本と外国の言語や文化について理解することを体験的に身に付けることができるよう指導する。
- 「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを伝え合う力の素地を身に付けることができるよう指導する。相手の思いを想像し、どうすれば相手により伝わるかを思考しながら、表現する内容や表現方法を自己選択し、尋ねたり答えたりできるよう指導する。
- 外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて友達との関わりを大切にした体験的な言語活動を行うこと。

外国語科

【内容】

- 「知識及び技能」については、実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、「読むこと」、「書くこと」に慣れ親しみ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにすること。
- 「思考力、判断力、表現力等」については、具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報や考え等を表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考え方や気持ち等を伝え合うことができるよう指導すること。

【学習指導】

- 言語材料については、発達の段階に応じて、児童が受容するものと発信するものとがあることに留意して指導すること。
- 「推測しながら読む」ことにつながるよう、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導すること。
- 文及び文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導を行うのではなく、言語活動の中で基本的な表現として繰り返し触れるを通して指導すること。

学習者用デジタル教科

書の活用

- 令和6年度から全ての小中学校を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して、紙の教科書を併用した上で英語のデジタル教科書が文部科学省から提供される。
- 学習者用デジタル教科書の活用は、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善のための手段であり、一人一台情報端末と併用することで一人一人の学習の進捗状況に応じて、個々の学習状況を教師が見取ったり瞬時に個々の考えを共有する活動を行ったりすることが容易になる。また、教師による一斉提示と児童生徒による個別あるいは対話的な学習をどのように組み合わせるか、特別な配慮を必要とする児童生徒にどのように対応するかなど、学習者用デジタル教科書を効果的に活用する指導方法の開発が今後求められる。

《参考資料》

- 「学習者用デジタル教科書の活用による指導力向上ガイドブック」（文部科学省 令和5年3月）
- 「学習者用デジタル教科書実践事例集」（文部科学省 平成31年3月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方
(10) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間
ア 〈総合的な学習の時間〉

総合的な学習の時間
の目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通じて、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようになる。
- (2) 実社会や実生活の中から問い合わせを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようになる。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

探究的な学習

探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことである。探究的な学習とするためには、学習過程が以下のようになることが重要である。

【課題の設定】 体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。

【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする。

【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

【まとめ・表現】 気付きや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。

学習指導の基本的な
考え方

1 児童生徒の主
体性の重視

総合的な学習の時間の学習指導の第1の基本は、学び手としての児童生徒の有能さを引き出し、児童生徒の発想を大切にし、育てる主体的、創造的な学習活動を展開することである。しかし、児童生徒の主体性を重視するということは、教師が児童生徒の学習に対して積極的に関わらないということを意味するものではない。児童生徒のもつ潜在的な力が發揮されるような学習指導を行うことが大切である。

2 適切な指導の
在り方

学習指導の第2の基本は、探究課題に対する考え方を深め、資質・能力の育成につながる探究的な学習となるように、教師が適切な指導をすることである。どのような体験活動を仕組み、どのような話合いを行い、どのように考え方を整理し、どのようにして表現し発信していくかなどは、教師の指導性にかかる部分であり、児童生徒の学習を活性化させ、発展させるためには大切である。こうした教師の指導性と児童生徒の自発性・能動性とのバランスを保ち、それぞれを適切に位置付けることが豊かで質の高い総合的な学習の時間を生み出すことにつながる。

3 具体的で発展的な教材

学習指導の第3の基本は、身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意することである。教材は、探究的な学習として質の高い学習活動が展開されるように、児童生徒の学習を動機付けたり、方向付けたり、支えたりするものであることが望まれる。

総合的な学習の時間の教材には、以下の特徴があることが求められる。

- 1 児童生徒の身近にあり、観察したり調査したりするなど、直接体験をしたり繰り返し働きかけたりすることのできる具体的な教材であること。
- 2 児童生徒の学習活動が豊かに広がり、発展していく教材であること。
- 3 実社会や実生活について多面的・多角的に考えることができる教材であること。

探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」

【「主体的な学び」の視点】

総合的な学習の時間において主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を重視することは、探究的な学習の過程を一層質的に高めていくことにほかならない。

児童生徒が主体的に学んでいく上では課題設定と振り返りが重要となる。課題設定については、児童生徒が自分事として課題を設定し、主体的な学びを進めていくようにするために、実社会や実生活の問題を取り上げることが考えられる。振り返りについては、自らの学びを意味付けたり、価値付けたりして自覚し、他者と共有することが大切である。

【「対話的な学び」の視点】

実際の授業場面では、情報の質と量、再構成の方法等に配慮して具体的な学習活動や学習形態、学習環境として用意する必要がある。例えば「考えるための技法」を意識的に使っていくこと等は、対話的な学びを確かに実現していくものと期待できる（「考えるための技法」については、学習指導要領解説総合的な学習の時間編第5章総合的な学習の時間の指導計画の作成第3節4「考えるための技法の活用」を参照）。

【「深い学び」の視点】

「深い学び」については、探究的な学習の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。探究的な学習の過程では、各教科で身に付けた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが期待できる。それにより、各教科で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結び付いて汎用的なものとなり、多様な文脈で使えるものとなることが期待できる。

《参考資料》

- 「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」 小学校編（文部科学省 令和3年3月）
- 「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」 中学校編（文部科学省 令和4年3月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」 小学校 総合的な学習の時間
（国立教育政策研究所 令和2年3月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」 中学校 総合的な学習の時間
（国立教育政策研究所 令和2年7月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(10) 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

イ 〈総合的な探究の時間〉

総合的な探究の時間 の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付けて、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようとする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問い合わせを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようとする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

探究的な学習

探究とは、物事の本質を自己との関わりで探し見極めようとする一連の知的営みのことである。学習過程を探究の過程とするためには、以下のようになることが重要である。

【課題の設定】 体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。

【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする。

【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。

【まとめ・表現】 気付きや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。

学習指導の基本的な 考え方

1 生徒の主体性の 重視

総合的な探究の時間の学習指導の第1の基本は、学び手としての生徒の有能さを引き出し、生徒の発想を大切にし、育てる主体的、創造的な学習活動を展開することである。しかし、生徒の主体性を重視するということは、教師が生徒の学習に対して積極的に関わらないということを意味するものではない。生徒のもつ潜在的な力が發揮されるような学習指導を行うことが大切である。

2 適切な指導の在 り方

学習指導の第2の基本は、探究課題に対する考え方を深め、資質・能力の育成につながる探究活動となるように、教師が適切な指導をすることである。どのような体験活動を仕組み、どのような話し合いを行い、どのように考え方を整理し、どのようにして表現し発信していくかなどは、まさに教師の指導性にかかる部分であり、生徒の学習を活性化させ、発展させるためには欠かせない。こうした教師の指導性と生徒の自発性・能動性とのバランスを保ち、それぞれを適切に位置付けることが豊かで質の高い総合的な探究の時間を生み出すことにつながる。

3 具体的で発展的な教材

学習指導の第3の基本は、具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意することである。教材は、質の高い探究活動が展開されるように、生徒の学習を動機付けたり、方向付けたり、支えたりするものであることが望まれる。

総合的な探究の時間の教材には、以下の特徴があることが求められる。

- 1 実社会や実生活の中にあり、観察したり調査したりするなど、直接体験をしたり繰り返し働きかけたりすることのできる具体的な教材であること。
- 2 生徒の学習活動が豊かに広がり、発展していく教材であること。
- 3 実社会や実生活と自己の関わりについて多面的・多角的に考えることができる教材であること。

総合的な探究の時間における「主体的・対話的で深い学び」

【「主体的な学び」の視点】

生徒が主体的に学んでいく上では、課題設定と振り返りが重要となる。課題設定については、生徒が実社会や実生活と自己との関わりから問い合わせだし自分で課題を立てることが大切である。振り返りについては、自らの学びを意味付けたり、価値付けしたりして自覚し、他者と共有したりしていくことにつながる。

【「対話的な学び」の視点】

実際の授業場面では、情報の質と量、再構成の方法等に配慮して具体的な学習活動や学習形態、学習環境として用意する必要がある。例えば「考えるための技法」を自在に活用していくこと等は、対話的な学びを確かに実現していくものと期待できる（「考えるための技法」については、学習指導要領解説総合的な探究の時間編第7章総合的な探究の時間の指導計画の作成第3節4「考えるための技法の活用」を参照）。

【「深い学び」の視点】

「深い学び」については、探究の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。探究の過程では、各教科で身に付けた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を活用・発揮する学習場面を何度も生み出すことが期待できる。それにより、各教科で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結び付いて汎用的なものとなり、多様な文脈で使えるものとなることが期待できる。

《参考資料》

- 「今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開」高等学校編（文部科学省 令和5年3月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」高等学校 総合的な探究の時間
(国立教育政策研究所 令和3年8月)
- 「総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校）」
(国立教育政策研究所 平成24年7月)

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(11) 特別活動

特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようになる。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、
<小学校>自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
<中学校>人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
<高等学校>人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

特別活動の内容

特別活動の内容は、小学校は、学級活動、児童会活動、クラブ活動と学校行事、中学校は、学級活動、生徒会活動と学校行事、高等学校は、ホームルーム活動、生徒会活動と学校行事から構成される。

これらの内容と各教科・科目、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等の指導とが相互に関連することを全教職員が理解し、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるように、特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成することが重要である。

【学級活動・ホームルーム活動】

学級・ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級・ホームルームでの話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して、実践したりすることに自主的、実践的に取り組むことを通じて、資質・能力を育成することを目指す。

また、キャリア教育の要としての特別活動の意義を明確にし、小学校から中学校、高等学校へと系統的なキャリア教育を進め、児童生徒にとっては自己理解、教師にとっては児童生徒理解を深めるための活動として、教師の適切な指導の下、児童生徒自らが記録の蓄積を行うとともに、それらを振り返りながら、新たな生活や学習への目標、将来の生き方等について記録していく、いわゆるポートフォリオ的な教材等を活用することが必要である。

【児童会活動・生徒会活動】

異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るために諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通じて、資質・能力を育成することを目指す。

児童会活動で育成する資質・能力は、中学校、高等学校における生徒会活動において、さらに学校卒業後は、地域社会の自治的な活動の中で生かされ、さらにはぐくまれていくものである。小学校では、児童会の運営や計画は主として高学年の児童が行うことになるが、その際、学校の全児童が主体的に活動に参加できるものとなるよう配慮することが必要である。また、中学校においては、小学校での児童会活動等の経験を基礎に、高等学校においては、

中学校での生徒会活動で身に付けた資質・能力を基礎にして、生徒の自発的、
自治的に活動する態度や能力を一層高めていくことが求められる。そのため
には自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

【クラブ活動】

小学校において、主として第4学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の児童の集団によって行われる活動である。

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力を育成することを目指す。クラブ活動の指導においては、学級活動、児童会活動、学校行事等との関連を図り、全体として児童による自発的、自治的な活動が効果的に展開できるようにすることが大切である。

【学校行事】

学校行事は、全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動である。全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。

学校行事は、各学校の創意工夫を生かしやすく、特色ある学校づくりを進める上でも有効な教育活動である。全教職員が共通理解を深め、協力してよりよい計画を生み出すようにすること、児童生徒が学校行事の意義や活動を行う上で必要となることについて理解するとともに、各行事の特質や、児童生徒の実態に応じて、児童生徒の自主的、実践的な活動を助長することが大切である。

特別活動の評価

特別活動においては、学習指導要領の目標及び特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、各学校が評価の観点を定めることとしている。特別活動は、全校又は学年を単位として行う活動があり、学級・ホームルーム担任以外の教師が指導することも多いことから、各学校では評価体制を確立し共通理解を図って、児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価できるようにすることが必要である。また、評価を通じて、教師が自己の指導の内容や方法、指導過程等を振り返り、より効果的な指導を行えるような工夫や改善を図ることも必要である。

《参考資料》

- 「中学校・高等学校特別活動指導資料」（国立教育政策研究所 令和5年5月）
- 「小学校特別活動映像資料」（国立教育政策研究所 令和4年4月）
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 特別活動（小学校編、中学校編、高等学校編）」
（国立教育政策研究所 令和2年3月、令和3年8月）
- 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）（教師用指導資料）」
（国立教育政策研究所 平成30年12月）

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(12) 特別支援学校における道徳科、外国語活動、 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、 特別活動の指導

道徳科

小・中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中学校の学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

なお、高等部（知的障害）の目標及び内容については、小・中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上で必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

外国語活動

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮するものとする。

- 1 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- 2 指導に当たっては、自立活動における指導と密接な関係を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

なお、学習指導要領の改訂により、中学年で「外国語活動」が、高学年で「外国語科」が導入された。

また、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においても、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることができる。それに伴い、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における外国語活動の目標及び内容も示している。

総合的な学習の時間・

総合的な探究の時間

小・中学部の総合的な学習の時間、高等部の総合的な探究の時間の目標や各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校・高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

特別活動

小・中・高等部の特別活動の目標や各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小・中・高等学校学習指導要領に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小・中・高等学校の児童生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(13) 自立活動の指導

教育課程上の位置付け

自立活動は特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない。このように自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえる。

自立活動の目標（ねらい）

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う（幼稚部については「ねらい」）。

自立活動の内容

自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である27項目を以下の6区分に分類・整理したものである。

【区分】ア 健康の保持 イ 心理的な安定 ウ 人間関係の形成
エ 環境の把握 オ 身体の動き カ コミュニケーション

学習指導要領等においては、連続性のある多様な学びの場において、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導や自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなどの、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、項目の見直しが行われ、「健康の保持」の区分に「障害の特性の理解と生活環境の調整に関するここと。」の項目が追加された。また、「環境の把握」の2項目についても改訂されている。

内容の取扱いについて

学習指導要領等に示す自立活動の「内容」とは、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。従って、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な指導内容は、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

自立活動の指導の進め方

自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒の一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開しなければならない。

個別の指導計画に基づく指導は、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程で進められなければならない。

まず、幼児児童生徒の実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出する。そして、これまでの学習の状況や将来の可能性を見通しながら、指導すべき課題の相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導の目標（ねらい）を設定した上で、具体的な指導内容を検討して計画が作成される。作成された計画に基づいた実践の過程においては、常に幼児児童生徒の学習の状況を評価し指導の改善を図ることが求められる。さらに、評価を踏まえて見直された計画により、幼児児童生徒にとって適切な指導が展開されることになる。すなわち、評価を通して指導の改善が期待されるのである。

このように、個別の指導計画に基づく指導においては、計画－実践－評価－改善のサイクルを確立し、適切な指導を進めていくことが極めて重要である。

また、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要である。

小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における自立活動

小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。

小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章（高等部は第6章）に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」ことが示されている。その際、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であるが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導等、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないよう留意することが必要である。

また、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級に在籍している児童生徒及び高等学校に在籍している生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。こうした児童生徒の指導の際には、自立活動の内容を参考にして、児童生徒の困難さを明らかにし、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどして、必要な支援を考えていくことが望まれる。

《参考資料》

- 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省 令和2年3月）

3 道徳教育

(1) 道徳教育と道徳科

道徳教育の目標

道徳教育の目標は、小学校（中学校）学習指導要領に、次のように示されている。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目指すこと。

学校における道徳教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養うことが求められている。

高等学校においては、学習指導要領に次のように示されている。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目指すこと。

道徳教育と道徳科

学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目指とする教育活動であり、社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。道徳教育は道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行なうことなどを基本として、あらゆる教育活動を通じて、適切に行わなければならない。その中で、道徳科は道徳教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たす。各教育活動での道徳教育がその特質に応じて意図的、計画的に推進され、相互に関連が図られるとともに、道徳科において、各教育活動で養われた道徳性が調和的に生かされ、道徳科の特質が押さえられた学習が計画的、発展的に行われることによって、児童生徒の道徳性は一層豊かに養われていく。各校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心に全教師が協力して道徳教育を展開することが重要である。

なお、高等学校においては、特に道徳科は設定されていないが、学習指導要領総則の第1款の2の(2)において、「学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。」と規定されている。

また、特別支援学校小・中学部においては小・中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある（本編P55 IV-2-(12)「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）。

道徳科の目標 【小・中学校】

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考え方を深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※（ ）内は中学校

【特別支援学校】

小・中学校の道徳科の目標に準ずる（本編P55 IV-2-(12) 「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）。

道徳科の内容 【小・中学校】

道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目は以下の四つの視点に分けて示されている。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

道徳科の内容は、教師と児童生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。これらは、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要としての道徳科はもとより、全教育活動において指導されなければならない。

内容項目は、児童生徒が人間として他者と共によりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。その指導に当たっては、内容を端的に表す言葉そのものを教え込んだり、知的な理解にのみとどまる指導になったりすることがないよう十分留意する必要がある。

【高等学校における道徳教育】

特に道徳科は設定されていないが、道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、「道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の『公共』及び『倫理』並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。」と示されている（高等学校学習指導要領総則 第8章 道徳教育推進上の配慮事項）。

【特別支援学校】

小・中学校の道徳科の内容に準ずる。ただし、指導計画の作成と内容の取扱いについては特別支援学校独自の項目が示されており、十分配慮する必要がある。

3 道徳教育

(2) 道徳科の指導の基本的な在り方

道徳科の指導の基本的な在り方

道徳科においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童生徒や学級の実態に即し、道徳科の特質に基づく適切な指導を展開しなければならない。そのために、以下の道徳科の指導の基本方針を明確にして指導に当たる必要がある。

道徳科の指導の基本方針

1 道徳科の特質を理解する

道徳科は、児童生徒一人一人が、ねらいに含まれる道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間である。

※（ ）内は中学校

2 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置く

道徳科の指導は、よりよい生き方について児童生徒が互いに語り合うなど学級での温かな心の交流があつて効果を發揮する。道徳科が学級経営と深く関わっていることを理解し、学級における信頼関係に基づく温かい人間関係を築き上げ、心の交流を深めることが大切である。

3 内面的な自覚を促す指導方法を工夫する

道徳科の目指すものは、個々の道徳的行為や日常生活の問題処理に終わるものではなく、児童生徒自らが時と場に応じて望ましい道徳的な行動がとれるような内面的資質を高めることにある。道徳科は、道徳的価値についての単なる知的理解に終始したり、行為の仕方そのものを指導したりする時間ではなく、ねらいとする道徳的価値について児童生徒自身がどのように捉え、どのような葛藤があるのか、また道徳的価値を実現することにどのような意味を見いだすことができるのかなど、道徳的価値を自己との関わりにおいて捉える時間である。したがって、児童生徒が道徳的価値を内面的に自覚できるよう指導方法の工夫に努めなければならない。

4 児童生徒の発達や個に応じた指導を工夫する

児童生徒には、年齢相応の発達の課題があるとともに、児童生徒の発達には個人差があることや、日々の生活において様々な課題を抱えていることを踏まえて、適切な指導を工夫する必要がある。

5 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法を工夫する

道徳科における問題解決的な学習とは、児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う学習である。指導方法は、ねらいに即して、目標である道徳性を養うことに資するものでなければならない。

6 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

道徳科の指導を計画的に推進し、それぞれの授業を魅力的なものとして効果を上げるためにには、校長の方針の下に学校の全教師が協力しながら取組を進めていくことが大切である。道徳科の授業への校長や教頭などの参加、他の教師との協力的指導、保護者や地域の人々の参加や協力などが得られるように工夫することが大切である。



道徳教育アーカイブ

道徳科の授業に際しては、教師は児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有していくという姿勢で授業に臨み、児童生徒自らが課題に取り組み、考え、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう配慮することが大切である。

学習指導案の作成

学習指導案は、教師の指導の意図や構想が適切に表現されることが望ましく、各教師の創意工夫が期待される。したがって、その形式に特に決まった基準はないが、参考資料として、「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（京都府教育委員会 平成30年3月改訂）がある。

「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」 の活用

京都府教育委員会では、学習指導要領の趣旨に沿った道徳教育を実施するため、様々な研修や道徳科の指導の手引きとして「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」（平成30年3月改訂）を作成した。

道徳教育の基礎的な知識や道徳科の指導力を高めるため、この資料を積極的に活用することが望ましい。

道徳科の教材

道徳科においては、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないが、道徳教育の特性に鑑みて、多様な教材を併せて活用することが重要である。

「京の子ども 明日へのとびら」の活用

「京の子ども 明日へのとびら」（京都府教育委員会 平成19年3月）は、「心の教育」学習資料集である。京都府の子どもたちが人間としてよりよく生きるために基本について学びながら、一人一人に豊かな心がはぐくまれることを願い作成した。「京の子ども 明日へのとびら」は、道徳科だけでなく学校の教育活動全体で活用することが大切である。

「私たちの道徳」の 活用

平成26年度から配布されていた「私たちの道徳」（平成30年度で無償配布は終了、文部科学省HPでダウンロード可）は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成された道徳教育用教材である。道徳科はもとより、学校の教育活動全体を通じて、また学校と家庭や地域が連携して活用し、道徳教育の一層の充実に効果を上げることが期待されている。

3 道徳教育 (3) 道徳科の評価

道徳科における評価 の意識

道徳科の評価については、学習指導要領に「児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」と示されている。これは、道徳科の評価を行わないとしているのではない。道徳科において養うべき道徳性は、児童生徒の人格全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならないことを特に明記したものである。したがって、教師は道徳科においてもこうした点を踏まえ、それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。

※（ ）内は中学校

評価の基本的態度

道徳性の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。

道徳科に関する評価

「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考え方を深める」という目標に掲げる学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。その際、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。

評価に当たっては、特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。

なお、道徳科の評価は、選抜に当たり客觀性・公平性が求められる入学者選抜とはなじまないものであり、このため、道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要がある。

※（ ）内は中学校

評価のための具体的な工夫

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するに当たっては、ＩＣＴ等も活用しながら、児童生徒が学習活動を通じて多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための様々な工夫が必要であり、次のようなものが考えられる。

- ・児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したものの
- ・児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソードを累積したもの
- ・作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程
- ・児童生徒が行う自己評価や相互評価

《参考資料》

- 「私たちの道徳 活用のための指導資料（小・中学校）」（文部科学省 平成26年11月）
- 「中学校道徳 読み物資料集」（文部科学省 平成24年3月）
- 「小学校道徳 読み物資料集」（文部科学省 平成23年3月）
- 「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（中央教育審議会 平成26年10月）

4 人権教育

(1) 人権教育の基本的な考え方

基本的な考え方

21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきたが、現在においてもなお世界各地で、人種や民族、宗教等の違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や紛争、迫害、差別等が生じ、人権を侵害されている人々が存在する。また、日本社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じている状況にある。

特に、次代を担う児童生徒に関しては、いじめや体罰、ヤングケアラー、子どもの貧困や虐待等子どもの人権に関わる問題は依然として深刻である。

こうした人権問題の現状を踏まえ、全ての人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、一人一人が人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠である。

国連の「人権教育のための世界計画」では、「人権教育には、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組が含まれる」とした上で、「知識及びスキル」「姿勢」「行動」を育成するプロセスであるとしている。

そこで、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そして、その意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められる。

京都府の取組

京都府においては、これまで同和問題（部落差別）等様々な人権問題の解決に向けた施策を積極的に展開してきた。こうした諸施策の成果と課題及び人権をめぐる国際的、国内的状況を踏まえ、平成28年1月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定された。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、学校や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込み等様々な事象が社会問題化していることから、令和3年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改訂版）」以下「第2次推進計画改訂版」）が策定された。

さらに、京都府教育委員会では「第2次推進計画改訂版」や「第2期京都府教育振興プラン」を踏まえ、人権教育についての基本的な考え方と年度ごとの重点的取組事項を明らかにするため「人権教育を推進するために」を策定している。「第2次推進計画改訂版」においては、「人権という普遍的文化を京都府において構築すること」を目標としている。この目標を達成するために、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会の実現を目指して、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しなければならない。

このため、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるようになることが大切である。また、同和問題（部落差別）等様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気付き、主体的に考え、解決しようとする意識・態度・実践力を育成することが求められる。

そこで、人権教育は、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが連携・協働して、これらを推進していく必要がある。

「第2次推進計画改定版」は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、京都府の人権教育・啓発の基本的指針を示したものである。

人権教育の動向

国・府関係(太枠は府関係)		国連関係
昭和		1948 世界人権宣言
38	同和教育の基本方針(京都府教育委員会)	
40	同和対策審議会答申	
平成		1994 人権教育のための国連10年 (1995年～2004年)
8	地域改善対策協議会意見具申	
9	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	
11	人権教育のための国連10年京都府行動計画	
12	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
14	人権教育・啓発に関する基本計画	
16	人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]	
17	新京都府人権教育・啓発推進計画 人権教育を推進するために(京都府教育委員会)毎年度発行	
18	人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]	
20	人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]	
23	京都府教育振興プラン	
28	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次) 京都府教育振興プラン(平成28年度改定版) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律	
令和		2005 人権教育のための世界計画 (第1フェーズ)
2	第2次京都府子どもの貧困対策推進計画	
	第2期京都府教育振興プラン	
3	京都府人権教育教育・啓発推進計画(第2次:改訂版)	
5	こども基本法 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	
		2010 人権教育のための世界計画 (第2フェーズ)
		2014 人権教育のための世界計画 (第3フェーズ)
		2020 人権教育のための世界計画 (第4フェーズ)

主な法令等のみ掲載(詳しくは「人権教育指導資料—2つのアプローチから—第4版(令和元年度)(京都府教育委員会)を参照)

※京都府教育委員会 学校教育課 人権教育室

①動画リンク集 ②人権教育に関する教職員の意識調査に係るリーフレット



4 人権教育

(2) 人権教育を推進するためには

あらゆる教育活動を通した人権教育の推進

人権教育は、いわゆる「人権学習」の時間のみに行われるものではない。常に人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にした教育を推進することが重要である。その際、学校や地域の実態・課題の状況等を十分に把握して、人権教育推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実し、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践を進めていく必要がある。

人権問題の解決に向けて実践する態度の育成

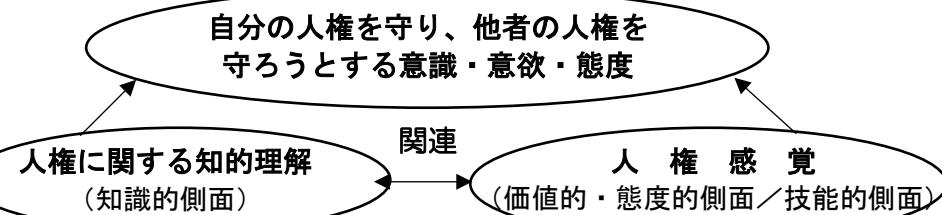
人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けて実践する態度を育成するためには、人権に関する知的理解に深く関わる「知識的側面」の学習と人権感覚に深く関わる「価値的・態度的側面」、「技能的側面」の学習を結び付けた指導が重要である。そのためには、教科や特別活動等での指導を人権教育の視点で関連付ける必要がある。

また、人権学習の実施に当たっては、生命や人間の尊厳についての認識の基礎を培うとともに、自尊感情やコミュニケーション能力を育成するための学習等、普遍的な視点からのアプローチと、同和問題（部落差別）等様々な人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、その解決に向けて実践する態度を育成するための学習等、個別的な視点からのアプローチを効果的に関連付けて指導していく必要がある。

京都府教育委員会では各学校での取組を支援するために、「人権学習資料集」等を作成している。普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達の段階に即した体系的な人権学習の展開事例が掲載されているので、学校や地域、児童生徒の実態に応じて展開を工夫して積極的に活用することが望ましい。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」から抜粋
【参考】

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」 自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動



全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級
(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

基礎学力の定着と希望進路の実現

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、就・修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できるような力を身に付けさせることが求められる。そのため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的に保育所・幼稚園・こども園・小学校で共有し、確実に基礎学力の定着を図ることや、小学校低学年段階から基本的な学習習慣を身に付けさせるとともに、個に応じた指導や授業評価に基づく授業改善等により基礎・基本の徹底を図ることが大切である。

また、京都府では、経済的理由等によって就・修学、技能習得や就職、進学が実現できないということが生じないよう、乳・幼児から高校卒業に至るまで各種の援護制度を設けている。詳しくは、各校（園）に配付されている「就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧」を参考にし、家庭と連携して有効に活用することが望ましい。

学校、家庭、地域社会及び関係諸機関等の連携・協働

人権教育の推進に当たっては、日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、校種間及び地域、関係諸機関等と連携・協働を図り、「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」（令和2年3月策定）の趣旨も踏まえ、個々の児童生徒の課題に即したきめ細かな指導に努めなければならない。

教職員の人権意識の高揚

児童生徒の人権意識の高揚を図る上で、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが高い人権意識をもつとともに、人権教育に関する知識・技能を向上させることにより、人権尊重を踏まえた教育活動を進めることが大切である。とりわけ、体罰は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であるという認識と自覚を深め、体罰根絶に向けた取組を徹底することが重要である。また、児童生徒にとって深刻かつ重大な人権問題であるいじめを許さない学校づくりや、いじめの早期発見・解消に向けた組織的かつ適切な対応ができるよう、一人一人の教職員が確かな人権意識をもち、人権教育に関する教職員の意識調査の結果を踏まえ、実践力を高めることも重要である。

《参考資料》

- 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」（京都府 令和3年3月）
- 「人権教育に関する教職員の意識調査 結果報告書」（京都府教育委員会 令和2年4月）
- 「人権教育を推進するために」（京都府教育委員会 毎年度発行）
- 「人権教育指導資料－2つのアプローチから－第4版（令和元年度）」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「人権学習資料集（高等学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成22年、平成31年）
- 「人権学習資料集（中学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成21年、平成30年）
- 「人権学習資料集（小学校編Ⅰ～Ⅳ）」（京都府教育委員会 平成18年～20年、平成29年）
- 「人権学習実践事例集（小学校編Ⅰ～Ⅱ 中学校編Ⅰ～Ⅱ 高等学校編Ⅰ～Ⅱ）」
（京都府教育委員会 平成24年～26年、令和3～5年）
- 「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」（京都府教育委員会 平成30年3月）

4 人権教育

(3) 個別の人権問題の取組

ア <同和問題(部落差別)・女性・子ども・高齢者>

同和問題(部落差別)

「同和対策審議会答申」（昭和40年）が示した、同和問題（部落差別）は「人間の自由と平等に関する問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識の下に、同和問題（部落差別）に関わる実態的差別、心理的差別の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、様々な面で大きく改善されるなど、おおむねその目的を達成できる状況となった。しかしながら、結婚に関わる問題や住宅購入にあたっての忌避意識等が依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な書き込み等で顕在化する場合が見られる。「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）に示されている、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」という認識の上に立って、同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置付け、解決に向けた取組を推進することが求められている。

学校教育においては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、あらゆる教育活動を通して取組を推進しなければならない。

また、近年の部落史研究の成果を踏まえるとともに、今日的な課題を取り入れるなどの学習内容の改善や学習方法の工夫により、同和問題（部落差別）についての正しい理解や認識の基礎を培い、同和問題（部落差別）に関する偏見や差別意識の解消を目指すとともに、一人一人を大切にした教育を推進する中で、その解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法

<成果>

- ・長欠、不就学の解消
- ・高校、大学進学率の向上
- ・就職差別撤廃の取組の充実（統一応募用紙の制定等）

<手法>

- ・一人一人の課題とその背景を分析し、学力の充実や進路保障に努める取組
- ・校長のリーダーシップの下の全教職員が一致した体制と課題解決に向けた具体的な取組
- ・科学的、実証的に差別に対する認識を深め、具体的な問題を通して人権意識を高める取組

女性の人権問題

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等の課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にある。

京都府では、こうした認識の下、女性の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成16年に「京都府男女共同参画推進条例」が策定された。その中で、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等性別による人権侵害の禁止等がうたわれている。

学校教育においては、男女が互いに尊重し合うための教育を一層推進するとともに、児童生徒に男女共同参画社会の担い手としての資質・能力を身に付けさせることが求められている。

子どもの人権問題

近年、いじめ、子どもの貧困、児童虐待、ヤングケアラー、SNS等を介した誹謗中傷やインターネット上の有害情報の氾濫、児童買春・児童ポルノ等の子どもに関わる犯罪等、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがある。日本は平成6年に「子どもの権利条約」を批准し、子どもを権利の主体と認め、その権利を保障するとしているが、今なお十分に認識されていない。このような現状等を踏まえ、国においては、令和4年度に「こども基本法」が制定され、本府においては、令和4年に京都府ヤングケアラー総合支援センターが設置された。

学校教育においては、まず何よりも子どもの人権を侵害する行為である体罰の根絶に努めなければならない。また、いじめや不登校等、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制の一層の充実に努め、学校・家庭・地域社会の連携による総合的な取組を推進し、子ども一人一人の人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育ち、安心・安全に暮らせる環境づくりを進める必要がある。さらに、教職員はいじめや子どもの貧困及び児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見・早期対応に努めなければならない。

高齢者の人権問題

高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加している。自分の価値観や個性を生かして、文化・スポーツ活動や社会活動に参加したり、働いたりしている高齢者がいる一方で、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者も増えている。

こうした中で、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や施設等における身体拘束、アパートやマンションへの入居拒否等、深刻な人権問題が発生している。また、高齢者を年齢等により一律に弱者と判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が大変少ないという実情がある。高齢者が社会全体で支えられ、人間としての尊厳が守られて生活できるような社会づくりを進めが必要である。

学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、超高齢社会や高齢者についての正しい理解と認識を深めるとともに、児童生徒が自分自身の問題として捉えることができるよう、学習活動を充実することが大切である。

4 人権教育
(3) 個別の人権問題の取組
イ 〈障害のある人・外国人・患者等・犯罪被害者等〉

障害のある人の人権問題

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共に安心していきいきと暮らせる社会の実現が求められている。

しかし、障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否、さらには、就職、結婚に際しての誤解や偏見、差別があるなど、障害のある人を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

一方で、障害の有無や年齢、性別、国籍等の違いに関わらず、はじめから全ての人が利用しやすいように、環境や建物、製品、サービス等をデザインしようという「ユニバーサルデザイン」や社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立を目指す「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も、次第に社会の中に広がってきており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行された。

京都府においては、「京都府障害者基本計画」や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例」を策定し、障害のある人がライフステージの全ての段階で、社会・経済・文化の各分野で平等に参加、活動できる社会の実現を目指している。

学校教育においても合理的配慮や発達障害等を含めた障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、障害のある人が社会の一員として充実した生活が営めるよう学習機会の充実に努めることが必要である。

外国人の人権問題

国際化が急速に進み、日本を訪れたり居住したりする外国人が増えてくるにつれて、外国人の人権は身近で重要な問題になってきている。新たに日本で生活することになった人々については、言葉や生活習慣の違い等から、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流等日常生活上の問題や、相互理解が不十分なことによる偏見や差別の問題等が指摘されている。

また、従来から日本に居住してきた在日韓国・朝鮮の人々に対しては、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われるなど、依然として人権侵害が発生している状況から、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されたことを踏まえ、民族や国籍等による不当な差別的言動のない社会の実現に寄与することが重要である。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育に努め、諸外国や他の民族についての正しい理解と認識を深めるとともに、その違いと主体性を認め、互いに理解し尊重する能力と態度を養うことが大切である。

**ハンセン病・エイズ・
H I V感染者・難病患者等の人権問題**

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気であるが、未だに、病気に対する誤解や偏見が根強く残っており、ハンセン病患者や回復者にとどまらず、その家族に対しても根強い社会的な偏見や差別が存在している。

学校教育においては、ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、偏見や差別の実態について学習することを通して、偏見や差別を解消しようとする態度を身に付けさせることが求められている。

また、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されている。こうした偏見や差別が感染者の就労等の社会生活に影響するといった問題もある。

学校教育においては、エイズに対する正しい知識を身に付けさせ、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努める必要がある。

犯罪被害者等の人権問題

犯罪被害者とその家族又は遺族は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられている。京都府では平成16年に「京都府犯罪のない安心、安全なまちづくり条例」が制定され、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めた「京都府犯罪被害者等支援条例」が令和5年3月に制定された。

学校教育においては、このような犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、さらには二次的な被害について正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況等に関する理解の促進を図る学習活動を充実することが大切である。

様々な人権問題

様々な人権問題として、ホームレス、性的指向・ジェンダー・アイデンティティ、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、識字問題、北朝鮮当局による拉致問題等があり、これらの解消に向けた取組が必要となっている。

【性的指向・ジェンダー・アイデンティティ】

「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年に制定された。性的指向・ジェンダー・アイデンティティの多様性についての理解を深め、誰もが安心して暮らしていくための教育・啓発を推進することが大切である。学校では、平成28年4月1日付けで文部科学省から出された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を踏まえ、適切な指導に努める必要がある。

【識字問題】

同和問題（部落差別）をはじめ、在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経緯によって教育を受ける機会が保障されなかつた人々や、近年では新たに来日した外国籍府民の識字問題も指摘されており、識字問題に関する教育・啓発の推進に努めることが求められている。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による拉致問題等を深刻な人権問題の一つとして捉え、歴史的経緯や社会的背景等を知り、拉致問題を正しく理解することが求められている。

社会情勢の変化等により顕在化している人権に関する課題

社会情勢の変化等により、新型コロナウイルス感染症による人権問題、インターネット社会における人権の尊重、個人情報の保護、安心して働く職場環境の推進、自殺対策の推進、災害時の配慮等、人権に関わる課題が顕在化している。

【新型コロナウイルス感染症における人権問題】

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定を踏まえ、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないように、新型コロナウイルス感染症についての正しい理解と認識を深め、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うことが求められる。

また、身体的理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる人とその家族に対してだけでなく、ワクチンの接種の有無による偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷等の未然防止に向けた取組を進める必要がある。

ここまで述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、人権教育を推進しなければならない。

5 特別支援教育

(1) 基本的な考え方

共生社会の形成

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認めえる全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。

また、障害の捉え方については、障害を単に心身や生活機能の障害として捉えるのではなく、環境因子等と相互に影響し合うものとして捉える世界保健機構（WHO）が示している国際生活機能分類（ICF）の考え方が一般的となっている。

資料④ P159

インクルーシブ教育 システム

「障害者の権利に関する条約（平成26年2月19日効力発生）」の第24条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「教育制度一般」から排除されないこと、個人の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（いわゆる「障害者差別解消法」）に基づき、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」という。

合理的配慮

「障害者差別解消法」の施行及び改正により、全ての校種の公立学校（園）等で「合理的配慮」の提供が法的義務となった。「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、また、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校の設置者及び学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し提供されることが望ましい。

京都府教育委員会においては、「京都府教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年4月1日）」が定められ、合理的配慮の基本的な考え方とともに学校での具体的な配慮内容等が示された。

連続性のある「多様な学びの場」学びの連續性

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

学習指導要領においては、学校間等で相互の行き来がしやすくなる分、「学びの連続性」を確保していくために、各教科等の目標・内容等を連続させていく重要性が示されている。例えば、小学校と特別支援学校小学部（知的障害）の教科の目標や内容がつながることにより、個々の児童の学びの連続性が確保されることになる（本編P45 IV-2-(8)「特別支援学校における教育課程の編成」参照）。

高等学校における通級による指導の制度化

学校教育法施行規則等の一部が改正され（平成28年12月）、平成30年4月1日から施行された。これまで、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されてきた、いわゆる通級による指導（各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別の場で受ける指導形態）を、高等学校等においても実施できるように制度化が図られたものである。

高等学校における通級による指導が制度化された社会的背景としては、中学校において通級による指導を受けている生徒数が年々増加していることがそのひとつとして挙げられている。また、これらの生徒を受け入れている高等学校においても、より実態に応じた特別支援教育をさらに進めることが大切である。

該当する児童生徒

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	知的障害者 肢体不自由者	言語障害者 自閉症者 情緒障害者
聴覚障害者	病弱者及び身体虚弱者	弱視者 難聴者 学習障害者
知的障害者	弱視者 難聴者	注意欠陥多動性障害者
肢体不自由者	言語障害者 自閉症者・情緒障害者	肢体不自由者
病弱者（身体虚弱者を含む。）		病弱者及び身体虚弱者

《参考資料》

- 「発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省 平成29年3月）
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の交付について（通知）」（文部科学省 平成28年12月）
- 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害がある人との人が支え合う社会づくり条例」
（京都府 平成30年3月）
- 「京都府障害のある人も安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」（京都府 平成27年4月）

5 特別支援教育

(2) 京都府における特別支援教育

京都府における特別支援教育

京都府における特別支援教育は、明治11年の我が国最初の京都盲啞院に始まる。現在、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室をはじめ、全ての学校の通常の学級においても特別支援教育が進められている。

京都府の重層的支援システム

京都府では、学校、市町（組合）教育委員会、教育局が地域の現状に応じた取組を進めている他、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、各特別支援学校に「地域支援センター」を設置し、専任の地域支援コーディネーターを含む巡回相談員を配置し、教育相談（発達障害に関する内容を含む）や各校及び関係機関の研修支援等を積極的に行っている。また「京都府スーパーサポートセンター（SSC）」を設置し、研修や相談等のニーズに対応するなど、重層的に支援を行っている。

資料⑤ P160

校内委員会

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置している。

校内委員会は、児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握、教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。）、支援内容の評価等の役割を担っている。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、各学校の特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担う。また、特別支援教育コーディネーターは合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担い、各学校において組織的に機能するよう努めている。

特別支援教育に関する支援員・指導員

各学校において、管理職、特別支援教育コーディネーター、各学級担任等と連携の上、例えば、基本的な生活習慣の確立のための日常生活上の支援等の役割を果たすことが想定されている。

学校生活や授業におけるユニバーサルデザイン

通常の学級においても、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うことが重要である。そのためには、質の高い教育環境づくりが大切であり、ユニバーサルデザインの概念を学校生活や授業により積極的に取り入れることが重要である。

授業づくりにおいては、障害のある児童生徒も学びやすいよう授業を改善することを契機として、全ての児童生徒がより分かる、できることを目指すユニバーサルデザインによる授業づくりを進めていくことが大切である。また、個々の授業だけでなく、教職員間で共通理解を図りながら、学校全体でユニバーサルデザインを進める学校づくりが期待される（本編P131 V-2-(2) 「1時間の授業の組立て方」参照）。



京都府総合教育センター

なお、障害のある児童生徒については、教育的ニーズに応じて「合理的配慮」を提供する必要がある（本編P73 IV－5－(1) 「基本的な考え方」参照）。

教育支援委員会

京都府及び各市町（組合）教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員等各分野の専門家からなる「教育支援委員会」等が設置され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズ等を踏まえた適切な就学先の判断等について相談及び審議を行っている。

就学の仕組み

市町（組合）教育委員会は、「教育支援委員会」等の審議結果の報告を受け、本人・保護者に対し十分な情報提供を行いつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町（組合）教育委員会、学校等が幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町（組合）教育委員会が総合的な判断により、就学先を決定している。

〈特別支援学校の対象とする障害の程度〉

学校教育法施行令第22条の3

資料⑥ P161

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することができないもの又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<p>一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
肢体不自由者	<p>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>
病弱者	<p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>

《参考資料》

- 「就学事務の手引－特別支援学校（小・中学部）編－」（京都府教育委員会 令和4年7月改訂）
- 「まなびの道しるべ」（京都府教育委員会 令和5年3月）
- 「ユニバーサルデザイン授業～発達障害等のある子どもを含めて、どの子にもわかりやすい授業～」
(京都府総合教育センター 平成25年2月)

5 特別支援教育

(3) 障害のある児童生徒一人一人の 教育的ニーズに応じた教育

一人一人の教育的 ニーズに応じた教 育

特別支援学校

(本編 P 45 IV-2-(8) 「特別支援学校における教育課程の編成」 参照)

特別支援学級・通 級による指導

特別支援学級は、小学校、中学校及び義務教育学校の学級の一つであり、特に必要がある場合には特別の教育課程を編成し、児童生徒の障害の状態等に即した適切な指導及び支援を行う少人数の学級である。

通級による指導とは、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍している障害のある児童生徒について、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。なお、高等学校における通級による指導は、平成30年度から制度化された。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、自立活動を取り入れる（特別支援学級）又はその内容を参考（通級指導教室）として教育を行うこと、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用することが必要である。

障害のある児童生徒への配慮

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍する障害のある児童生徒への指導に当たっては、各教科等においても、丁寧な実態把握とともに個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが大切である。同時に、長所や今できていることにも注目し、それを伸ばしていくことも重要である。

見えにくい

見えにくさに応じて、点字の教科書や、触覚教材や聴覚教材の活用、文字を拡大するなどの配慮や、ICT機器等の活用、手指の操作、聴覚等の諸感覚の活用を含めて指導を行う。児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすることが必要である。

聞こえにくい

聞こえにくさに応じて、手話、指文字、文字、音声等を適切に活用した聴覚活用とともに一人一人に応じた言語指導を行う。伝えたい気持ちをはぐくむとともに、ICT機器等も活用し、発表や児童生徒同士の話し合い等の学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫することが大切である。

知的発達の遅れがあ り、意思疎通や日常 生活の適応等が難し い

全般的な知的発達の遅れから意思疎通や行動上の適応が難しい場合は、言葉を整理して簡潔に伝えたり、視覚化して具体的に伝えたり、ICT機器や具体物や絵等を用いてやりとりをするなどが考えられる。また、生活に結び付く具体的、実際的な内容を指導内容に位置付け、学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である。

身体動作や運動が難しい

一人一人の障害の状態に応じた適切な教材・教具やICT機器等を有効に活用し、指導の効果が高められるようにする。まず、自立活動の指導を基盤に、姿勢を安定・保持すること、その上で、具体物を見る、触れる、数える等の活動や、補助具等を操作して、実物を観察する、測る、施設等を利用する等の体験的な身体活動を効果的に取り入れること、感じたことや気付いたこと等を言語化するなどが考えられる。活動への意欲とともに身体の移動・動作の改善やコミュニケーションの力をはぐくむことも大切である。

疾病による療養のため又は障害がある

医療機関と連携し、病気療養中の児童生徒の学習の遅れ、将来像や治療に伴う心理社会的な不安や課題について、病気の状態に配慮しつつ児童生徒のICT等を活用した遠隔教育による学習保障や、身体面、心理面の健康維持のための自立活動の指導を進めながら、病気を改善・克服するための知識や技能を培い、病気に対する自己管理能力を育てていくことが大切である。

読み書きや計算等が難しい・注意集中の持続が難しい・心理的に不安定さがある

読み書き等の特定の能力に著しい困難を示したり、発達の段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を示したりする幼児児童生徒には、一人一人の学び方に応じて教材等を工夫し、課題に集中できるように学習環境を整えて指導を進める。例えば、比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、書く量を調整したり、手書きだけでなくICT機器を使って文章を書くことができるようになりするなどの配慮が考えられる。

また、失敗や叱責を受けるなどの経験を重ねがちであることから、自己の特性の理解を進めることや、多くの成功経験を積ませ、自信がもてるようにしていくことが大切である。

人間関係形成に困難さがある

役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりするなどの配慮が考えられる。

医療的ケア

医師免許や看護師等の免許を有しない者は、本来、医行為を行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しなくても医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、府知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

特別支援学校等の教職員についても、特定行為（①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養）については法律に基づいて実施することが可能になった。なお、特別支援学校以外の学校で、教員が医療的ケアを実施するに当たっては、慎重かつ十分な検討と準備が必要である。

《参考資料》

- 「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）
(文部科学省 令和5年3月)
- 「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要領上の出欠の取扱い等について（通知）（文部科学省 令和5年3月）
- 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（文部科学省 令和4年4月）
- 「障害のある子どもの教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
(文部科学省 令和3年6月)
- 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」
(文部科学省 令和3年6月)
- 「通常の学級に在籍する読み書きに困難のある児童生徒のICTを活用した学びの研究」
(京都府総合教育センター 令和5年3月)

(4) 学校教育と地域社会で進める特別支援教育

教育課程の改善

学習指導要領等では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指している。

特別支援教育に関しては、主に以下の点が示された。

- ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ・子どもの障害の重度・重複化、多様化
- ・社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方

これらの点に対応して、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を通して、自立と社会参加に向けて「生きる力」の育成を目指した資質・能力を身に付けていくことができるよう教育課程の改善を図ることが大切である。

カリキュラム・マネジメント

特別支援学校における「カリキュラム・マネジメント」の特徴として、「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること」が四つの側面として求められている（本編P29 IV-2-(2)「カリキュラム・マネジメント」参照）。個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切である。

交流及び共同学習

交流及び共同学習とは、障害のある幼児児童生徒を含め全ての幼児児童生徒が、社会性を養い、相互理解に基づく好ましい人間関係の確立を目的として、学校及び地域社会において集団活動を共にする教育である。

特別支援学校学習指導要領等には、「障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働していく態度を育むようにすること。」という内容が示されている。

また、小学校、中学校及び高等学校それぞれの学習指導要領にも、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」（幼稚園教育要領には「努めるものとする。」と記載）という内容が示されている。

交流及び共同学習を学校間で行う場合には、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、幼児児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

また、保護者にも交流及び共同学習についての理解が十分得られるように留意することが大切である。

切れ目ない支援体制

平成28年4月の障害者差別解消法の施行、平成28年8月の発達障害者支援法の改正等を踏まえ特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備に向けた取組が進められている。

切れ目ない支援体制の整備として、具体的には、教育、福祉、医療、労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し、支援する仕組みを整備することが求められている。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事務所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、家庭と

教育と福祉のより一層の連携を推進するために、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子どもやその保護者が乳幼児期から学齢期、生涯にわたり、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を発足している。

また、平成30年8月に学校教育法施行規則が改正され、個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」を作成して、就学、進級、進学、就労の際に、各学校等で取り組んだ内容が適切に引き継がれることが求められている。

医療・福祉機関との連携

障害の状態によっては、日常的に医療機関と連携しなければならない場合もある。児童生徒の障害についての理解を深め、医療に関する基礎的な知識もあらかじめ持ち合わせておくことが大切である。医療機関からの助言等を理解し、配慮を要する点等に十分留意することが必要であり、安全面からも特に密接に連携することが大切である。

福祉機関としては、児童相談所、発達障害者支援センター、就業・生活支援センター、障害者支援施設等がある。それぞれの機関の役割を知り、児童生徒の障害に応じた指導・支援のために密接に連携することが必要である。

切れ目ない支援の充実のため、教育相談の機会等において、保護者へ相談支援ファイルの説明や配付を行うなど、積極的な普及に努めていくことが必要である。また、圏域ごとの特別支援教育連携協議会等において、取組内容や課題を共有しながら、教育と福祉・医療等の一層の連携等の推進に向けて各学校や保護者、地域、各関係機関のニーズに応じた支援を進めていく必要がある。

また京都府は、病気や障害があることで人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもとその家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活できるよう関係機関の連携を進めるため「京都府医療的ケア児等支援センター」（愛称：「ことのわ」）を令和4年4月25日に開設した。小学校等は、医療的ケアに係る基本理念に則り、在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行うこととなった。医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。

障害のある人への援助の諸制度

障害のある人への援助制度の中で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び障害者雇用促進制度等について理解しておくことが必要である。また、障害のある児童生徒が特別支援学校や小学校、中学校及び義務教育学校で学ぶ際に、教育関係経費について補助を受けることができる特別支援教育就学奨励費についても理解しておくことが必要である。

《参考資料》

- 「障害者福祉のてびき」（京都府健康福祉部障害者支援課 令和4年4月版）
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（文部科学省 令和3年9月18日）
- 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省 令和2年3月）
- 「学校における職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）」
（公益財団法人日本訪問看護財団 令和2年3月 文部科学省令和元年度学校における医療的ケア実施体制構築事業）
- 「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（文部科学省 平成30年5月24日）
- 「京都府の特別支援教育 医療的ケアガイド」（京都府教育委員会 令和元年改訂版）

6 体育・健康安全に関する指導

(1) 学校体育・スポーツ

基本的な考え方

小学校学習指導要領総則には、「学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と示されており、中学校、高等学校にも同様の内容が示されている。

それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

学校体育の基本方針

学校体育の基本方針は、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育てることである。

そのためには、児童生徒の個々の実態を把握した指導を基盤とし、体育的行事、運動部活動等との連携をはじめとする学校教育全体を通じて教科体育の充実を図ることが大切である。

京都府の取組

京都府教育委員会では、「体力向上推進プロジェクト」に基づく体力・運動能力の向上に係る取組を推進している。各学校においては、「新体力テスト」等の結果を活用し、児童生徒に自己の体力や運動能力について理解させるとともに、各学校の現状を的確に把握・分析し、学校教育活動における様々な機会を通じて体力・運動能力の向上を図ることが必要である。

特に小学校では「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS+」（平成25年3月）及び「まゆまろ体操」（平成29年3月）や「運動遊びガイドブック」（平成29年3月）を活用し、子どもたちの身に付けるべき基本的な身体動作からつまずきの改善を図り、運動習慣の確立及び体力・運動能力の向上に取り組むとともに、体育指導力向上に関する実技研修会の開催等により授業の工夫改善を図っている。

「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS+」等を参考に実践してみよう。
保健体育課ホームページ (<https://www.kyoto-be.ne.jp/hotai/cms>)
からダウンロード可



〔「新体力テスト」と「京の子ども元気なからだスタンダード及びスタンダードPLUS+」の違い〕

	新体力テスト	スタンダード及びスタンダードPLUS+
ねらいや 特 色	<p>①体力・運動能力の現状を明らかにする。 ・筋力、瞬発力、柔軟性、全身持久力などを知ることができる。</p> <p>②数値で表す。</p>	<p>①身体動作の獲得状況を明らかにする。 ・動作の出来ばえ、他者との連携の様子などを知ることができる。</p> <p>②数値では表せない。</p>
対 象	小学校、中学校、高等学校	小学校3・4年生及び5・6年生

教科体育の指導に当たって

教科体育の指導においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各校種における発達の段階を考慮した内容とともに、個々の教員によって指導や評価の内容に差が生じることのないよう、事前に適切な指導と評価の計画を作成する必要がある。

また、小学校学習指導要領解説体育編に示された「楽しく、安心して運動に取り組むことができるようになり、その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際に、特に運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。」を踏まえ、児童生徒の「よしつ！」「さあ！」「やってみよう！」という楽しく前向きな気持ち（スポーツごころ）を持つ意識改善や行動変容が「体力向上の鍵」となるよう、全ての校種において授業改善に取り組むことが大切である。

併せて、誰もが運動に親しみ、進んで体を動かそうとする態度をはぐくむために、以下の点に留意することが大切である。

留意事項

○指導と評価の一体化（P D C Aサイクル）

- ・到達目標を明確にした指導と評価計画を立案、実践する。

【P:計画、D:実行】

- ・具体的な評価規準に基づき評価する（状況把握）。

【C:評価】

- ・評価結果により現行計画を修正し、後の指導と評価の計画を改善する。

【A:改善】

- 授業の改善に向けて、指導の過程における評価方法を工夫する。

○育成する能力や動きの明確化

- ・各教材の特性となる能力や動きを把握する。

→（例）「サッカー（教材）を通じて○○する能力（動き）を育成する。」

○評価の妥当性

○安全の確保

- ・起こりうる事象を予見し、人的要因と環境要因に対して適切な対策を講じ、事故防止に努める。

○準備運動・整理運動の確実な実施

- ・準備運動や整理運動は、児童生徒のけがや事故発生の予防につながるとともに、特に整理運動は、心身を落ちつかせ、次の授業へ向けた準備を整える意味があることから、毎時間確実に実施するように努める。

スポーツごころ

「スポーツごころ」とは、「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々の日々の生活の中での「よしつ！」「さあ！」「やってみよう！」という前向きで積極的な心のありようの総称である。京都府教育委員会では、「スポーツごころ」をテーマとしたスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進している。

《参考資料》

- 「令和5年度体育指導力向上研究事例報告書」（京都府教育委員会 令和6年3月）
- 「第2期京都府スポーツ推進計画」（京都府教育委員会 令和6年3月）

6 体育・健康安全に関する指導

(2) 学校保健

基本的な考え方

学校保健は、保健教育及び健康管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われる。その活動の円滑な実施と成果の確保のために、全教職員の共通理解に基づいて役割を明確にした上で組織的に活動を推進するとともに、家庭及び地域の関係機関等との連携を密にするための組織活動の充実が求められる。

健康管理

健康管理は、学校保健安全法等の法令に基づき、児童生徒の健康及び学校環境の管理を行うものである。全教職員の協力の下に実施されるべきもので、健康観察、健康相談、健康診断の実施、感染症の予防、救急処置、学校環境衛生の活動が挙げられる。

保健教育

保健教育は、児童生徒の発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある（次頁表参照）。

教科における保健教育は、学習指導要領の目標の実現を目指し、現在及び将来の生活において自他の健康に関心を持ち、その大切さについての認識を深めるとともに、健康に関する課題に対して保健の知識及び技能等を習得、活用して、自他の健康の保持増進や回復を目指して的確に思考、判断し、それらを実現することができるような資質・能力の育成を図ることを目指す。

特別活動における保健教育は、健康・安全についての意識向上と、健康・安全な生活を送るためのより具体的な実践力の育成を目指すとともに、教科で学んだことや健康生活の実態に基づき現在の生活を健康に送るための具体的な課題解決方法の習得を目指す。

保健教育を組織的かつ計画的に進めるためにも、学校の教育活動全体を通じて主に集団の場面での必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて主に個別の会話・面談や言葉かけを通して援助や指導を行うカウンセリング機能を充実していくことが大切である。

組織活動

学校保健活動は、全教職員が学校保健に関する共通理解に立ち、それぞれの責任を明確にし、互いに連携を保ちながら協力して行うことが大切である。また、児童生徒が生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、家庭との連携が重要であり、児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応するためには、地域の関係機関を含めた地域レベルでの連携が必要である。

組織活動として機能を発揮するためには、次の点が大切である。

- 1 校内における教職員の協力体制を確立するとともに、学校保健に関する校内研修を充実させる。
- 2 家庭との連携を図る。
- 3 地域社会との連携を図る。

4 学校保健委員会の組織化と運営の活性化を図る。

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、校長、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表等を主な委員とし、保健主事が中心となって運営する。この学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけではなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動が展開されることが期待できる。

資料⑦ P162

〈薬物乱用防止教育の徹底〉

府内児童生徒の大麻取締法違反での相次ぐ検挙事案を受け、薬物乱用防止教育の徹底について通知してきた。しかしながら、府内少年の同検挙事案が増加傾向にあり、より深刻化していることを踏まえ、府内全ての学校で薬物乱用防止教室を年度当初に実施するとともに、家庭・保護者はもとより、警察や学校薬剤師等関係機関との連携を強化し、教科等横断的に学校教育活動全体で薬物乱用の根絶に向けた取組を徹底する必要がある。

また、心理的孤立感や生きづらさを抱えている子どもたちが、インターネット等によりたやすく手に入れ、『物』に依存してしまうことへの対応が必要である。

保健教育における教科学習と指導

	保健教育における教科学習	保健教育における指導
目標	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意思決定や行動選択等の実践力の育成を図る。	日常の生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る。
内容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容
教育課程への位置付け	体育科保健領域（小学校）保健体育科保健分野（中学校）、保健体育科科目保健（高等学校）、関連教科等	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心とした教育活動全体
進め方	年間指導計画に基づき、身近な日常生活の体験や事例等を用いた話し合い、ブレーンストーミング、実習、実験等多様な指導方法を工夫して進める。	学校の実態等に応じて、個人、集団を対象とする。発達段階に応じて、取扱う内容、適切な時期や機会を設定し、計画的に実施する。
指導者	学級担任、教科担任、兼職発令を受けた養護教諭等	学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等

《参考資料》

- 「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」
(文部科学省 令和4年3月改訂)
- 「高等学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引」(文部科学省 令和3年3月)
- 「中学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」
(追補版)「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」(文部科学省 令和2年3月)
- 「小学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」(文部科学省 平成31年3月)
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 高等学校編」(日本学校保健会 令和3年度改訂)
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 中学校編」(日本学校保健会 令和2年度改訂)
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 小学校編」(日本学校保健会 令和元年度改訂)

6 体育・健康安全に関する指導

(3) 学校安全・危機管理

基本的な考え方

学校安全は、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。そのため学校安全の活動は、安全教育、安全管理、組織活動の三つの主要な活動から構成され、学校保健安全法第27条による学校安全計画に基づいて実施されている。

学校安全計画

学校安全計画とは、学校における児童生徒等の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する事項が記載されたものである。安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うため、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災と同義）の三つの領域に関する安全教育と安全管理を進めることが大切である。

なお、京都府では、東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒等の一層の安全確保を図るよう改めて防災に関する取組を見直し、右の事項を視点に防災教育を推進することとしている。

防災教育推進の視点

- 1 実効性のある防災に関する取組
 - (1) 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施
 - (2) 訓練方法の工夫
 - (3) 訓練後の検証
- 2 危険等発生時の対処の見直し
 - (1) 対応チームの編成
 - (2) 危険等発生時の対処行動
 - (3) 登下校時、在宅時に発生する災害における対応
 - (4) 原子力災害発生の場合の対応（参考）

（京都府教育委員会 平成23年6月）

安全教育と安全管理

安全教育は、学校教育活動全体を通して安全に関する資質・能力をはぐくむことを目指しており、安全管理は、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。例えば、安全管理として把握した、児童生徒等の安全に関して望ましくない行動から、適切な行動や実践について考え方させるなどの安全教育につなげるといった一体的な活動を展開することによって、学校安全の確保を図ることが重要である。

危機管理

学校は、学校管理下で発生する事故災害に備え、事前、発生時、事後の適切な対応を行うために危機管理体制を確立しなければならない。

まず、事故災害を未然に防ぐために、日常的に校内の安全点検や巡回等を実施し、必要な安全対策を講じるとともに、教職員が様々な危機に迅速かつ適切に対処できるよう、救急車の要請及び管理職への報告等を含む校内連絡体制の確認を行い、「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）について、校内の全教職員が共通理解をしておく必要がある。

事故災害等が発生した場合は、迅速な初動対応が最も大切であることから、学校は、「危険等発生時対処要領」に沿って、危機管理責任者である校長を中心に対応チームを機能させ、児童生徒等の安全を確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を行う。また、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。

事後には必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。また、発生原因の究明や従来の安全対策の検証を行うとともに、再発防止対策に万全を期す必要がある。

学校安全推進上の留意点

安全は、教育と管理を一体のものとして行うことによって維持するものである。学校管理下における事故災害の実態を見ると、不可抗力といった要素もあるが、安全教育あるいは安全管理が徹底されていれば、未然に防止できたと思われる事例もある。

また、同一校で類似の事故災害が再発している事例もある。事故災害の再発を防止するために、原因を究明し、その予防や対応を検討することが必要である。さらに、検討した結果を安全教育及び安全管理に生かすようにする。しかし、事故防止を考えるあまり、管理的側面が強調されて禁止事項が多くなり、本来積極的であるべき教育活動や計画が消極的になってしまふことは避けなければならない。

児童生徒等の安全を守るために、各学校において作成した学校独自の「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を防犯・防災訓練等を通して検証し実効性の高いものへ改善するとともに、登下校時及び学校内の安全確保に努める必要がある。

さらに、学校安全の推進については教職員のみの取組では十分でないため、児童生徒等の保護者、関係機関・団体及び地域住民等と共同訓練を実施する等の連携を図ることが重要である。

学校安全の三つの領域

- 生活安全 生活安全（防犯を含む）に関する指導は、各教科、日常生活で起こりうる、事件・事故の内容や発生原因、被害防止と安全の確保の方法について理解させるとともに、不審者から危害を加えられる事件、誘拐や傷害等の犯罪被害防止等防犯に関する指導も含めて行うものである。
- 交通安全 交通安全に関する指導は、発達段階に応じて、様々な交通場面における危険について理解させ、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようになるとともに、交通社会の一員としての責任と義務について理解を深めることを目標として行うものである。
- 災害安全 災害安全に関する指導は、自然災害や火災、原子力災害に関する内容を取り扱い、様々な災害発生時における危険について理解させ、正しい備えと適切な判断ができ、地域社会の一員として自主的に行動する態度を身に付けさせることを目指して行うものである。

資料⑧ P163

《参考資料》

- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省 令和3年6月）
- 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成31年3月改訂）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月）
- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省 平成24年3月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて－原子力防災編一」（京都府教育委員会 平成27年4月）
- 「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～学校における安全教育の手引～東日本大震災の教訓を踏まえて」
(京都府教育委員会 平成24年1月)

6 体育・健康安全に関する指導

(4) 学校給食

学校給食の役割

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

また、学級担任や他の児童生徒とともに食事し共通の体験をすることから、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動等において活用することができる。

特に、給食の時間では、準備から後片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができる。

さらに、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じて、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることができること期待できる。

【給食の時間に行われる食に関する指導】

「給食指導」

- ・食事のマナー（「正しい箸の使い方」「楽しく食べよう」「正しい食器の並べ方」等）
- ・感謝して食べよう（「いただきます・ごちそうさまの意味」「食べ残しをなくす工夫について」等）
- ・給食の準備（「給食当番にふさわしい身じたく」「みんなで準備しよう」等）
- 「食に関する指導」
- ・給食の栄養（「食べ物の3つの働き」「主食・主菜・副菜を調べてみよう」等）
- ・行事食・郷土食・地場産物（「きせつのごちそう（行事食）」「地域に伝わる食べ物を大切にしよう」等）

資料⑨ P164



学校給食の管理 栄養管理

栄養教諭・学校栄養職員等は、学校給食栄養管理者として、適切な栄養管理がなされた給食を提供するよう努めなければならない。そのためには、国の学校給食実施基準に示されている学校給食摂取基準や食品構成、食事内容の充実等に配慮するとともに、喫食者の集団の特性を把握し、成長曲線等を活用した栄養量の策定を行うことが大切である。特に摂取しにくい栄養素（鉄、食物繊維、カルシウム、マグネシウム等）については、これらの供給源となる食品の積極的な使用も考慮することが必要である。

学級担任は、学級に配分された給食を等分に配当することを基本とするが、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、給食主任等と連携し、児童生徒の個々の健康及び生活活動等の実態や残食の状況等を考慮して提供するよう心がける。

安全管理

学校においては、学校給食を取り巻く危機（食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息事故等）の発生の予防に努めるとともに、発生時の対応に万全を期すため、日頃から指導を徹底し、児童生徒の身近な生活に注目させ、健康で安全な生活習慣や態度の確立を図ることが大切である。また、事故発生時の校内連絡体制を確認し、不測の事態が生じた場合は、常に校長や副校長・教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と連携を図って対応しなければならない。

食中毒等の発生の予防

○手洗いの励行

食中毒、感染症の病原菌等は、汚染された手や指から他に広がることが多い。日常生活において、食事前や用便後等に手洗いを励行する習慣を身に付けるよう指導する。

○配膳時の注意

エプロン、帽子、マスク等の着用を義務付け、食器や食べ物を衛生的に扱うなど安全・清潔に留意させる。給食当番の児童生徒については、特に、健康状態に注意する（下痢、発熱、腹痛、嘔吐等感染症が疑われる症状のある場合は給食当番を代えるなどの対応が必要である。）。

○飲食物に対する注意

安全で衛生的な食品の選び方や食中毒等にも目を向け、自分の健康に気を付けるように指導する。

○患者の早期発見

児童生徒等からの異常の訴えや、早退者の状況及び欠席届の内容等について常に留意し、同様の健康異常を訴える者が多くないかを把握するとともに、異常を疑った場合には、校長や副校長・教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等に速やかに報告・相談することが大切である。

○集団発生の際の措置

校内組織等による取組体制の下、学校医及び保健所等の関係機関と連携し、一体となって患者の措置に万全を期さねばならない。また、保護者やその他関係機関等に対しては、患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めるようにする。その際、プライバシー等人権の侵害が生じないように配慮することが大切である。

食物アレルギーを有する児童生徒への対応

学校には各種のアレルギー疾患を有する児童生徒がいることを前提とした取組が必要である。学校給食は、必要な栄養を摂る手段だけではなく、児童生徒が「食の大切さ」や「食の楽しさ」を理解する生きた教材としての役割も担っている。したがって、食物アレルギーを有する児童生徒も他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが大切である。しかし、食物アレルギーへの対応は、時として命にも関わる症状（アナフィラキシーショック等）を招く重大な事故につながる可能性があることから、事故を未然に防ぐために、学校においては安全性を最優先し、全教職員が食物アレルギーに対する正確な知識に基づいた適切な対応を組織的に行うことが重要である。

資料⑩ P164

《参考資料》

- 「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省 平成31年3月）
- 「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」（文部科学省 平成28年2月）
- 「中学生用食育教材『「食」の探究と社会へのつながり』」（文部科学省 令和3年3月）
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省 平成27年3月）
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会 令和元年度改訂）
- 「学校等における食物アレルギー対応の手引」（京都府教育委員会 平成29年3月）及び追記分「まわりの児童生徒への指導及び関連法等」（京都府教育委員会 平成31年3月）

7 生徒指導・教育相談

(1) 生徒指導の実践上の視点

生徒指導の定義

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気付き、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

生徒指導の目的

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められる。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものである。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をするべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指される。

児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだしていく。その過程において、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になる。学校から学校への移行、学校から社会の移行においても、主体的な選択・決定を促す自己指導能力が重要である。

生徒指導の実践上の視点

視点

1 自己存在感の感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型で展開される。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性がある。そうならないようにするには、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

2 共感的な人間関係の育成

学級経営・ホームルーム経営の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれる。失敗を恐れない、間違いやできなきことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となる。そのためには、他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となる。

3 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートするなど、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作するなどの体験が何より重要である。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

4 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為等は、決して許されるものではない。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもない。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

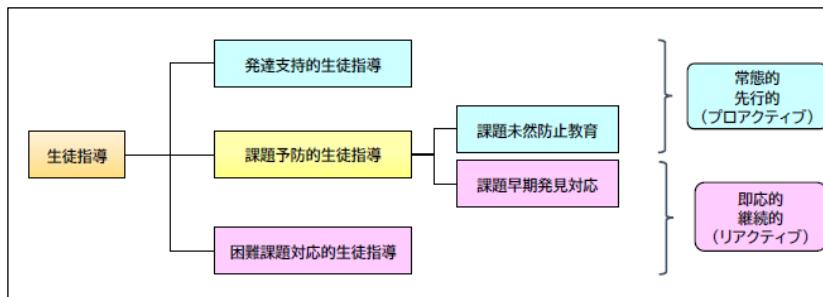


7 生徒指導・教育相談

(2) 生徒指導の構造と方法

生徒指導の構造 【2軸3類4層構造】

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる。



1 生徒指導の2軸

(1) 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育は、積極的な先手型の常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導と言える。

(2) 即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導

課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う課題早期発見対応と、深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導は、事後対応型の即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導と言える。

2 生徒指導の3類

生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると、以下の3類になる。

(1) 発達支持的生徒指導

全ての児童生徒の発達を支える。

(2) 課題予防的生徒指導

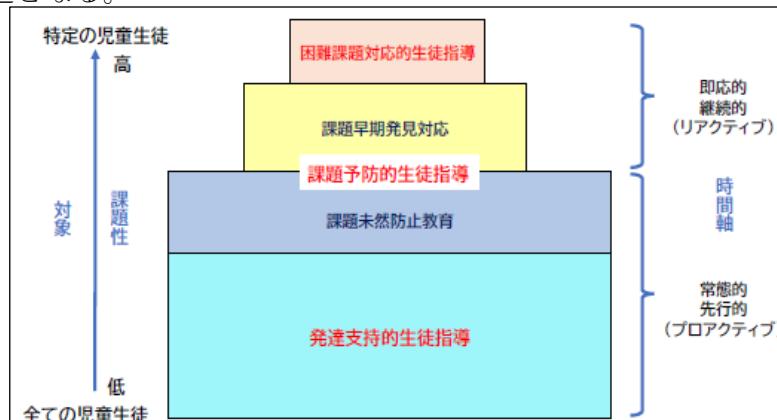
全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む。

(3) 困難課題対応的生徒指導

深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う。

3 生徒指導の4層

2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から、全ての児童生徒を対象とした第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした第3層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、そして、特定の生徒を対象とした第4層「困難課題対応的生徒指導」の4層からなる生徒指導の重層的支援構造となる。



生徒指導の方法 【集団指導と個別 指導】

1 集団指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図る。児童生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることができる。自らも集団の形成者であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを理解するとともに、集団において、自分が大切な存在であることを実感する。指導においては、あらゆる場面において、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくることが大切である。

2 個別指導

授業など、集団で一斉に活動をしている場合において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられる。また、集団に適応できない場合など、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合も少なくない。「生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たち」への対応も含め、誰一人取り残さない生徒指導が求められている。さらに今後、個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導を行うことが大切となる。

【ガイダンスとカ ウンセリング】

人間関係で多くの児童生徒が悩みを持ち、学習面の不安だけでなく、心理面や進路面での不安や悩みを抱えることも少なくない。そのような課題に対しては、教職員が児童生徒や学級・ホームルームの実態に応じて、ガイダンスという観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方等に関して、全ての児童生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行う。場合によっては、社会性の発達を支援するプログラム（ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニング等）等を実施する。

また、カウンセリングという観点からは、児童生徒一人一人の生活や人間関係等に関する悩みや迷い等を受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行う。

【チーム支援によ る組織的対応】

深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導主事等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められる。また、対応が難しい場合は、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（以下S C）、学び・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー、以下S S W）等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となる。さらに、深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要になる。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

7 生徒指導・教育相談

(3) 児童生徒の発達を支える教育課程

学習指導と生徒指導

学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」のバランスの取れた育成を重視しており、学習指導と生徒指導との関連を意識しながら、日々の教育活動を充実していくことが重要である。このことは、学習指導を担う教員が同時に生徒指導の主たる担い手にもなるという日本型学校教育の特徴を最大限に発揮させることでもある。

学習指導において、児童生徒一人一人に対する理解（児童生徒理解）の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の風土を創り出す、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていくことが求められている。

教科の指導と生徒指導の一体化

1 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫が求められる。学習の状況等に基づく「指導の個別化」や、児童生徒の興味・関心、キャリア形成の方向性等に応じた「学習の個性化」により「個別最適な学び」を実現できるように、授業で工夫することが大切である。児童生徒の多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じることにより、「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとって面白い授業」になるよう創意工夫することが必要である。なお、ＩＣＴの活用は、授業における「個別最適な学び」の実現に役立つ。

2 共感的な人間関係を育成する授業

共感的な人間関係を育成する観点からは、授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切である。例えば、児童生徒がお互いに、自分の得意なところを発表し合う機会を提供する授業づくりや、発表や課題提出において、失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて児童生徒同士がお互いに関心を抱き合う授業づくりが求められる。このような授業を通して実現される共感的な人間関係が育つ学習集団づくりは、いじめや非行の防止等の基盤になる。そのためには、教員が学級・ホームルームの児童生徒の多様な個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動する姿勢を率先して示すことが大切である。教員が児童生徒の間違いや不適切な言動に、どのように対応するか、児童生徒は常に関心を持っている。

3 自己決定の場を提供する授業づくり

児童生徒が、授業場面で自らの意見を述べたり、観察・実験・調べ学習等において自己の仮説を検証しレポートにまとめたりすることを通して、自ら考え、選択し、決定する力が育つ。したがって、教員は、児童生徒に意見発表の場を提供したり、児童生徒間の対話や議論の機会を設けたり、児童生徒が協力して調べ学習をする、実験する、発表する、作品を作る、演じるなどの取組を積極的に進めたりして、児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすことも重要である。

4 安心・安全な「居場所づくり」に配慮した授業

授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮することも不可欠である。授業は一般に学級・ホームルームの単位で行われるため、一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級・ホームルーム集団が児童生徒の「(心の)居場所」になることが望まれる。

道徳科の授業と生徒指導

道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことにある。

道徳科の授業では、その特質を踏まえ、生徒指導上の様々な問題に児童生徒が主体的に対処できる実効性ある力の基盤となる道徳性を身に付けることが求められており、道徳科の授業と生徒指導には以下のようない相互補完関係がある。なお、実際の指導に際しては、両者は一体的に働くものであることに十分留意する必要がある。

1 道徳科の授業の充実に資する生徒指導

- (1) 道徳科の授業に対する学習態度の育成
- (2) 道徳科の授業に資する資料の活用
- (3) 学級内の人間関係や環境の整備、望ましい道徳科授業の雰囲気の醸成

2 生徒指導の充実に資する道徳科の授業

- (1) 生徒指導を進める望ましい雰囲気の醸成
- (2) 道徳科の授業を生徒指導につなぐ
- (3) 道徳科の授業展開の中で生徒指導の機会を提供

※()内は中学校

総合的な学習(探究)の時間と生徒指導

探究的な学習を実現する探究のプロセスを意識した学習活動では、①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現、を発展的に繰り返していくことになる。このような学習活動を通じて、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である「自己指導能力」を育むことが目指される。

さらに、高等学校の総合的な探究の時間では、小・中学校における総合的な学習の時間の成果を生かしつつ、探究が高度化し、自律的に行われるようになるとともに、初等中等教育の縦のつながりにおいて総仕上げを行う学校段階として、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することが求められている。

特別活動と生徒指導

特別活動は、生徒指導の目的である「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ことに資する集団活動を通して、生徒指導の目的に直接迫る学習活動であると言える。

1 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ

2 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ

3 集団としての連帶意識を高め、集団や社会の形成者としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ

《参考資料》

□「生徒指導提要」(文部科学省 令和4年12月)

教育相談の基本的な考え方と活動の体制

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。ただ、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向がある。

この発想の違いから、時には、毅然とした指導を重視すべきなのか、受容的な援助を重視すべきなのかという指導・援助の方法を巡る意見の違いが顕在化することもある。しかし、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。そのため、教職員には、以下のような姿勢が求められる。

- 1 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- 2 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- 3 どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

また、教育相談は、生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められる。その際、チームの要となる教育相談コーディネーターの役割が重要である。

児童生徒理解

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解である。児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要となる。また、学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右する。また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、S C、S S Wの専門的な立場からの児童生徒理解、生活実態調査やいじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。

特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になる。

教育相談の進め方

【発達支持的教育相談】

【課題予防的教育相談】

教育相談は全ての児童生徒を対象に、学校生活への適応と人格の成長を目指して、あらゆる教育活動を通して、全ての教職員が、適時、行うものである。授業やその他休み時間、清掃時、給食時、部活動等あらゆる場面が、児童生徒の様々な情報をつかみ、児童生徒理解を深める大切な機会となる。

「発達支持的教育相談」とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動であり、個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言える。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、日常の会話や声かけなど、通常の教育活動の中で、全ての児童生徒に対して、一人一人を大切にした何気ない丁寧な関わりをすることが大切である。

「課題予防的教育相談」は、全ての児童生徒を対象に、いじめや暴力の防止、S O Sの出し方等のプログラムを学校全体で取り組む「課題未然防止教育」と、特定の問題や課題の未然防止のため、発達課題の積み残しや、何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、環境的に厳しい状態にある児童生徒等を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う「課題早期発見対応」が挙げられる。

児童生徒の危機のサインに気付くには、教職員が日頃から児童生徒への丁寧な関わりや観察を行い、身体や行動のちょっとした変化に気付くことが大切である。他にも定期相談、児童生徒の作品の活用、質問紙調査等を行うことで悩みや不安を抱える児童生徒を早期に見つけることも有効である。

児童生徒の危機のサインに気付いたときは、決して一人で抱え込まず、該当の児童生徒に関わる教職員と情報を共有し、リスクの高いものについては校内外チームによる早期の支援や介入を行う必要がある。

【困難課題対応的教育相談】

「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象とする。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSW等の専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指す。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが重要である。

生徒指導と教育相談 が一体となった支援

教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動である。また、教育相談はコミュニケーションを通して気付きを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけでもある。その点において、主体的・能動的な自己決定を支えるように働きかけるという生徒指導の考え方と重なり合うものであり、両者が相まってはじめて、包括的な児童生徒支援が可能になる。

児童生徒の発達上の課題や問題行動の多様化・深刻化が進む中で、今起こっていることの意味を探り今後起こり得る展開を予測し、ばらばらな理解による矛盾した対応を避け、共通理解に基づく組織的対応を行うことの必要性が高まっている。そのため、学校として組織的な生徒指導を進める上で、心理的・発達的な理論に基づいて問題の見立てを行うアセスメント力や実際の指導場面での臨機応変で柔軟な対応力、学校内外の連携を可能にするコーディネート力などを備えることが求められている。教育相談の基盤となる心理学の理論やカウンセリングの考え方、技法は児童生徒理解において有効な方法を提供するものと考えられる。

教職員、保護者、地域等との連携

担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がる。また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠である。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出される。

生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域社会及び関係機関との連携・協力を密にしていくことが重要である。日頃から、家庭訪問や電話連絡を行い、学校によりや学級・学年通信等で学校、学級の児童生徒の様子を伝え、PTAの会報、保護者会等により保護者との相互の交流を深め、信頼関係を築くことが大切である。地域住民に学校により等を配布し、学校としての指導方針や教育活動を広報したり、地域懇談会や関係機関等との懇談等を通して交流と連携を深めたりするなどの取組も必要である。

《参考資料》

- 「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
(教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月)
- 「学校不適応の未然防止のために」教育相談リーフレットⅠ・Ⅱ・Ⅲ
(京都府総合教育センター 平成28年5月～平成30年5月)

7 生徒指導・教育相談
(5) 児童生徒への指導
ア <いじめ>

いじめ

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。豊かな人間性の形成や人権尊重の観点から見過ごすことのできない重要な問題であり、いじめを許さない指導を充実させるなど緊急かつ総合的な取組を進めるとともに、学校での相談体制の一層の充実を図らなければならない。教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要がある。

また、日頃から児童生徒が発する心のサインを見逃さないように、いじめの早期発見・早期対応に努めることが重要である。

なお、最近のいじめは携帯電話・スマートフォンやコンピュータの介在により、一層見えにくくものになっている。「ネット上のいじめ」等の問題については、関係機関等と連携した迅速かつ適切な対応を図るとともに、情報モラルに関する指導を進める必要がある。

いじめの定義・構造

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布された。いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは、「児童等（「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめの構造は「いじめる者」、「いじめられる者」、それをはやしてたり、面白がったりする「観衆」、周辺で見て見ぬふりをしたり脅えたりしている「傍観者」という存在による四層構造になっている場合が多い。しかし、こうした四層構造は決して固定されたものではなく、「いじめる者」、「いじめられる者」、「観衆」、「傍観者」の立場は、流動化する場合もある。

いじめの四層構造



被害者：いじめられている者
加害者：いじめている者
観衆：はやしてたり面白がったりする周りの者
傍観者：見て見ぬふりをしたりおひえている周りの者

京都府教育委員会作成

「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」より

学校いじめ防止基
本方針

各学校は、国や地方公共団体のいじめ防止基本方針を参考にして、自校の現状を十分に踏まえ「学校いじめ防止基本方針」を定めなければならない。教職員はその方針に従って、組織的にいじめの防止と早期発見及びいじめの対処等に努めなければならない。

いじめにより、①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときを重大事態といい、当該教育委員会を通じて府立学校は知事、その他の公立学校は地方公共団体の長へ速やかに報告し、学校や学校の設置者は事実関係の調査、対処、再発防止のための措置等を講じなければならない。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。

いじめの予防と対応

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。いじめの未然防止教育においては、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行なうことが大切である。

いじめへの対応の原則は、①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア、②被害者のニーズの確認、③いじめ加害者と被害者の関係修復、④いじめの解消である。また、いじめを重大事態化させないためにには、適切な対応を怠ればどのようなやじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。

いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

1 いじめに係る行為が止んでいること。

止んでいる期間は、少なくとも3か月を目安とする。

2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人及び保護者に對し面談等で確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

《参考資料》

- 「いじめ防止対策推進法」（令和3年4月改正）
- 「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 平成29年3月）
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月改定）
- 「生徒指導支援資料1～7」（国立教育政策研究所 平成21年6月～令和3年7月）
- 「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」（京都府教育委員会 令和3年3月改訂）
- 「京都府いじめ防止基本方針」（京都府 平成30年4月改定）
- 「いじめの防止等のために」リーフレット（京都府教育委員会 平成28年6月）

7 生徒指導・教育相談
(5) 児童生徒への指導
イ〈非行〉

非行の定義

非行が意味するものは多様だが、校内の指導にとどまらず、児童生徒やその保護者の私生活も関係機関の介入の対象となる。そのため、まず非行の定義と手続きを正確に理解し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが求められる。非行に対しては、市町村と児童相談所、児童福祉施設、警察や少年補導センターと家庭裁判所、少年鑑別所、少年院や保護観察所等、様々な関係機関が持つ権限を意識し、効果的な連携を活用した取組が求められる。学校としては、児童生徒理解と保護者との協働を前提に、生徒指導を行う。

少年法第3条では、非行のある少年を以下の三つに分けており、それについて異なる取り扱いを定めている。

- 1 14歳以上で犯罪を行った少年（犯罪少年）
- 2 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（触法少年）
- 3 保護者の正当な監督に服しないなどの事由が認められ、今後犯罪少年や触法少年になるおそれのある18歳未満の少年（ぐ犯少年）

また、令和4年4月1日に改正少年法が施行され、18、19歳の者が罪を犯した場合にはその立場に応じた取扱いをするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めている。例えば、特定少年が犯した事件で起訴された場合には、実名・写真等の報道の禁止が解除される。

いじめや教職員への暴力行為が、犯罪や触法に当たる場合も少なくないため、学校が非行として考える場合には、どの枠組みで非行とするのかを明らかにするようにして、誤解を生まないようにする必要がある。

非行についての対応

学校における非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導と保護者への助言が中心となるが、非行の内容に応じて様々な対応が必要になる。

1 正確な事実の特定

指導のことばかりを気にすると、事実確認が不十分なまま教職員の思い込みで指導が行われてしまうことにもなりかねない。児童生徒や保護者の信頼を失うことを避けるためにも、正確な事実の把握は非常に大切である。

事実の特定とは、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、行ったのか、といったことを確認するだけでなく、それらについて、本人や保護者が認めているのかを確認する。もちろん、教職員が考える事実を無理に認めさせたり、誘導したりしてはいけない。

2 児童生徒からの聴き取り

児童生徒との面接は、まずは客観的事実の把握が目的であり、児童生徒自らの言葉で話してもらうことが重要である。その中で、いわゆる「司法面接」の技術が活用されている。これは、多人数で何回も聴取するのではなく、聴取担当者を一人に限定し、極力少ない回数（可能な限り一回）で周到な準備の下に聴取を行うものである。児童生徒からの聴き取りにも参考となる。

3 本人や関係者の言い分の聞き取りと記録

本人や関係者の言い分をしっかりと聞き取る際には、その内容を、正確に時系列を追って記録しておくことが必要である。特に非行事実の有無や指導の内容に関しては、後日紛糾する可能性があるという視点を持ち、記録に基づく的確な指導を行う。

4 非行の背景を考えた指導

何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、改めてその背景を考えることが必要である。特に、児童生徒の発達に課題がある場合や、保護者の監護力の背景に様々な困難のある場合等では、本人の攻撃性や被害経験、対人関係等をよく観察して、指導を考える。そのため、S CやSSWと協働したアセスメントの充実と、医療や福祉等の外部機関との連携が求められる。

5 被害者を念頭においた指導

非行の結果、被害者ができる場合もある。この場合、加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落とさないように注意する。なお、被害者が児童生徒（他校生である場合も含む。）であれば、いじめに該当するという視点で対応することも不可欠である。

非行防止について

非行の防止を考えるには、多くの児童生徒が非行に走らない理由について考えてみることが役に立つ。部活や勉強に打ち込んでいる、失いたくない大切なものがある、喜びや苦労を分かち合う仲間がいる、そして、何よりも家庭や学校に居場所があるなど様々な理由が考えられるが、そこには、児童生徒と家庭や学校をしっかりとつなぎとめる関係性がある。他方で、非行少年の多くは、家庭や学校との関係性が構築されていない、または切れかかっていると言える。家庭や学校で非行を未然に防止する秘訣は、児童生徒と家庭や学校との関係性をいかに強く切れないものにするかという視点が大切である。このことは、非行防止につながる発達支持的生徒指導とも捉えることができる。

児童生徒との関係性やつながりをつくるためには、教職員は児童生徒と境界線をはさんで対峙するのではなく、その境界線をまたいで児童生徒の隣に立って接するという姿勢も大切である。問題が起こったときに単に詰問・叱責するのではなく、どう対応するのか一緒に考える姿勢によって、児童生徒も心を開いていく。さらに、児童生徒と信頼関係があれば、児童生徒の間だけで伝わっている情報を話してくれるようになり、児童生徒だけが把握している非行や被害等の問題やその兆候に関する情報を収集することができるようになる。

次に、家庭や学校で児童生徒が打ち込めるものを一緒に探し、提供することが大切である。児童生徒が打ち込めるものがあれば、非行仲間とつきあう時間や、非行を行う時間を減らすことができる。そのためには、例えば、児童生徒の知的好奇心を刺激し、クラスの皆が積極的に参加意識を持てる授業づくりが大切である。さらに、自分の打ち込めることが見つかれば、それが就労へつながるという希望にもなる。児童生徒にとって、学校で過ごす時間が、自らの人生の目標や価値を見つけるための準備期間となるように支援することが大切である。

《参考資料》

□「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

7 生徒指導・教育相談
(5) 児童生徒への指導
ウ 〈不登校〉

不登校の定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避による者を除いたもの」と定義されている。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因や背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を、「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校、家庭、社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

不登校の基本的な考え方

不登校への考え方や対応の仕方について以下に示す。

1 最終目標の「社会的自立」に向けた支援

不登校の問題は「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、広く「進路の問題」として捉えることが大切である。すなわち、児童生徒一人一人が「社会的自立」に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方の支援を行うことであると考える。

2 不登校を見極め適切に対応するために必要な連携ネットワーク

公的機関だけでなく、民間施設（フリースクール）やN P O等とも積極的に連携し、対応に当たるとともに、児童生徒の発達の段階に応じた指導を継続的に行うために、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等と必要な連携ネットワークを築く。

3 全ての児童生徒にとって居場所となる学校を目指すこと

「不登校の児童生徒にとって居心地のいい学校」は「全ての児童生徒にとっても居心地のいい学校」になるという視点から、全ての児童生徒が楽しく通えるような学校を目指して、取組を展開することが大切である。

4 関係を構築しつつ、適切な働きかけや関わることの大切さ

不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような援助を必要としているのか、教職員やS C、S SW等の専門家とも連携し、見立てを行った上で、適切な働きかけや関わりをもつ。「この児童生徒はどのようなことに困っているのか」、「どのようなニーズを抱えているのか」を見極め、その上で「誰が、いつ、どのような関わりをすべきか」を的確に判断し、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための援助を行うようとする。

5 保護者を支え、家庭の教育力を充実させること

保護者に対し担任の教員や養護教諭、S CやS SW等が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したり、適時適切な対応を行い、保護者を支援し、家庭の教育力を充実させる。

校内生徒指導体制の在り方

直接影響を与え得る教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、支援に当たる体制の充実を図ることが肝要である。児童生徒への効果的な支援ができるよう、S CやS SW等の専門家による見立てを通じて、個々の児童生徒の状況に応じた支援計画を策定し、当該児童生徒に関する状況を共有し、具体的な支援の在り方を検討する。不登校児童生徒については、自らの学校・学級の一員として関係の糸を切らないよう、不登校児童生徒やその保護者との関わりをもち続けることが大切である。また、学級内の他の児童生徒への適切な指導も重要である。

不登校児童生徒への配慮

不登校児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援するとともに、学校は学習状況を把握し、学習の評価を適切に行うことが必要である。例えばいじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。併せて、不登校児童生徒の保護者に対し、支援を行う機関や保護者の会等の情報提供及び指導要録上の出席扱い等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている場合には、状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、I C T等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を充実させることが望ましい。

さらに、不登校児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮し、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

《参考資料》

- 「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
(文部科学省 令和5年10月)
- 「生徒指導提要」 (文部科学省 令和4年12月)
- 「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書 不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議」
(文部科学省 令和3年10月)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)」 (文部科学省 令和元年10月)
- 「児童生徒理解・支援シート (参考様式)」 (不登校児童生徒への支援の在り方について) (通知)
(文部科学省 令和元年10月)
- 「児童生徒理解・教育支援シート (参考資料)」 (文部科学省 平成30年4月)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」 (文部科学省 平成29年3月)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」 (文部科学省 平成28年12月)
- 「不登校児童生徒支援ハンドブック」 (京都府教育委員会 令和2年3月)

7 生徒指導・教育相談
(5) 児童生徒への指導
エ 〈児童虐待への対応〉

児童虐待

近年、家庭支援センター（児童相談所）へ、児童虐待対応件数が年々増加している。また、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件も後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題である。学校の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないということや、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに児童相談所等に通告しなければならないということ、「児童虐待の防止等に関する法律」の第5条及び第6条に定められており、子どもたちの身近にいる学校の教職員に課せられた責務は極めて重大である。教職員は児童虐待に関する正確な知識をもち、その理解を深め、予防及び早期発見等に努めるとともに、適切な対応が求められている。

児童虐待の定義

「児童虐待」とは、保護者（児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳未満の者）について次に掲げる4種類の行為である（「児童虐待の防止等に関する法律」第2条より）。

1 身体的虐待

子どもの身体に痛みと苦痛が生じ、又は外傷の生じるおそれのある暴行を加えたり子どもの命を危うくするような怪我をさせたりすること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くある。

2 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、又は、わいせつな行為をさせたり見せたりすること。子どもをポルノグラフィーの被写体にすること等も含まれる。

3 ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。これには、保護者以外の同居人による1、2、4の虐待行為を放置することも含まれる。

4 心理的虐待

著しい暴言や拒絶的な態度等、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的であるが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もある。また、子どもの目前での配偶者間暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）やその他の家族に対する暴力や暴言もこれに当たる。

（配偶者：婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

児童虐待の影響

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を及ぼし、我が国における将来世代の育成にも懸念を及ぼすことが指摘されている。また、その影響は虐待を受けていた期間、その態様、子供の年齢や性格等によって様々であるが、身体面、知的発達面、心理面等様々な領域にわたっている。丁寧に理解していくことが子どもたちの援助には必要となる。

児童虐待への具体的対応

児童虐待の早期発見のポイントや対応等について校内研修を実施し、組織的な対応の周知徹底を図る。

資料⑫⑬ P166・167・168

○児童虐待の早期発見のポイント

- ・顔や腕、足等に傷やけが、人から受けたと思われるやけどのあとがある。
- ・体重の減少や身長の伸びが悪いなど、発育不良が見られる。
- ・体や服がいつも汚れていたり、異臭がしたり、季節に合わない服装をしたりしている。
- ・表情が乏しく、受け答えが少ない。
- ・保護者の前では硬くなり、極端に恐れている。
- ・保護者といふとおどおどし、落ち着きがない。
- ・落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、他人をいじめたりする。
- ・理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。
- ・金銭の持ち出しや万引き等の問題行動を繰り返す。

*子どもの変化に「気づく」力を磨くことが重要である。

*児童虐待と発達障害は行動面での類似点が多く峻別が難しいため、適切に見立てて支援をしていく必要がある。

○児童虐待を疑ったときの対応～相談機関との連携・通告～

- ・必ず管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。
- ・家庭訪問等で再確認することは避け、既存の情報により組織的で速やかな対応を行う。
- ・関係機関と連携しながら対応し、子どもの心身の状態について経過を観察しつつ、学校として支援可能な事柄に全力を注ぎ、中・長期的フォローアップ体制を整える。
- ・保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯等）に関する開示の求めがあっても伝えない。

《参考資料》

- 「児童虐待の防止等に関する法律」（令和4年6月改正）
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和2年6月改訂）
- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省 令和2年1月）
- 「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省 平成19年10月）
- 「子どものSOSサインを見逃さないために！」～教職員のための児童虐待防止・対応リーフレット～
（京都府教育委員会 令和3年3月改訂）
- 「子どもたちを児童虐待から守るために」教育相談リーフレット（京都府総合教育センター 平成27年3月）

8 学級・ホームルーム経営

(1) 学級経営の在り方と実際～小学校～

学級経営とは

学級は、児童にとって、学習や生活等学校生活の基盤となるものである。児童は学校生活の多くの時間を学級で過ごすため、自己と学級の他の成員との個々の関係や自己と学級集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教師は、個々の児童が、学級内によりよい人間関係を築き、学級の生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高められるように、学級内での個別指導や集団指導を工夫していく。学級経営の内容は多岐にわたるが、学級集団としての質の高まりを目指したり、教師と児童、児童相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることが、その中心的な内容である。学級担任の教師は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

学級経営の在り方

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童理解である。学級担任の教師の日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接等適切な方法を用いて、一人一人の児童を客観的かつ総合的に認識することが児童理解の第一歩である。日ごろから、児童の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の児童にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、児童の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、児童相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。

さらに、集団の一員として、一人一人の児童が安心して自分の力を発揮できるよう、日ごろから、児童に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教師の意識しない言動や価値観が、児童に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と児童との人間関係にも十分配慮する必要がある。

学級経営の実際(例)

<朝の会>

児童の健康状態等の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整を行う。

○朝のあいさつを行う。

○欠席、遅刻、早退の点検とその理由を確認する。連絡がないまま欠席している児童については、家庭連絡を行い、欠席の理由を確認する。

○児童の健康状態等の把握と指導を行う。

- 係や班活動の報告及び伝達等、学級での生活に関わる指導を進める。
- 1日の予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

<休み時間>

休み時間には、授業中には見られない児童の姿が見られる。児童一人一人をよりよく理解するためにも、児童と打ち解けた時間を過ごしたい。

また、安全確保と事故防止について留意し、日頃から指導する必要がある。

<給食の時間>

給食の時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができる。「給食指導」は、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナー等を体得させる時間である。また、「食に関する指導」は、学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導を行う時間である。

- 給食の前に— ○手洗い・うがいの徹底 ○配膳中の指示
- 当番の活動— ○身支度と手洗い ○食器等の運搬 ○配膳
- 食事中— ○食事中のマナー
- 後片付け— ○片付け等の指示

資料⑨⑩⑪ P164・165

<清掃の時間>

清掃の時間は、児童が協力しながら、力を合わせて働いたり、学級や学校の生活の向上に貢献したりする喜びを実感する時間である。

- 役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

<終わりの会>

今日1日の学習や生活等全般について振り返ったり、翌日の指示や連絡をしたりする。

- 学習の様子や、係・班活動の様子について話し合う。
- 各教科の課題や準備物、提出物について指示し、翌日の予定等の連絡をする。
- 帰りのあいさつを行う。

8 学級・ホームルーム経営

(2) 学級経営の在り方と実際～中学校～

学級経営とは

学級は、生徒にとって学習や学校生活の基盤となるものである。そして、学級経営は、学級担任が学級の実態を正しく把握し、生徒の人間関係を深めながら、より健全な学級集団を育てていく日常的な営みである。その活動としては、生徒のまとまりをつくりあげる活動や学級で行われる教科・領域等の活動、教室の環境を整える活動、学級事務に関わる活動等が挙げられる。

学級担任の教師の営みは重要である。学級担任の教師は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

学級経営の在り方

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな生徒理解である。学級担任の教師の、日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接等適切な方法を用いて、一人一人の生徒を客観的かつ総合的に認識することが生徒理解の第一歩である。日ごろから、生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。

さらに、集団の一員として、一人一人の生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日ごろから、生徒に自己存在感を与え、自己決定する場を設け、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教師の意識しない言動や価値観が、生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と生徒との人間関係にも十分配慮する必要がある。

学級経営の実際(例)

<朝の会・朝学活>

生徒の健康状態等の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整を行う。

- 朝のあいさつを行う。
- 欠席、遅刻、早退の点検とその理由を確認する。連絡がないまま欠席している生徒については、家庭連絡を行い、欠席の理由を確認する。
- 生徒の健康状態等の把握と指導を行う。
- 係や班活動の報告及び伝達等、学級での生活に関わる指導を行う。
- 1日の予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

<休み時間>

休み時間には、授業中では見られない生徒の姿が見られる。生徒一人一人をよりよく理解するためにも、生徒と打ち解けた時間を過ごしたい。

また、安全確保と事故防止について留意し、日頃から指導する必要がある。

<給食・昼食の時間>

給食・昼食の時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができる。「給食指導」は、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナー等を体得させる時間である。また、「食に関する指導」は、学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認したりするなど、献立を教材として用いた指導を行う時間である。

—給食・昼食の前に— ○手洗い・うがいの徹底 ○配膳中の指示

—当番の活動— ○身支度と手洗い ○食器等の運搬 ○配膳

—食事中— ○食事中のマナー

—後片付け— ○片付け等の指示

資料⑨⑩⑪ P164・165



<清掃の時間>

清掃の時間は、生徒が協力しながら、力を合わせて働いたり、学級や学校の生活の向上に貢献したりする喜びを実感する時間である。

○役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

<終わりの会・終学活>

今日1日の学習や生活等全般について振り返り、翌日の指示や連絡を行う。

○学習の様子や、係・班活動の様子について話し合う。

○各教科の課題や準備物、提出物について指示し、翌日の予定等の連絡をする。

○帰りのあいさつを行う。

ホームルーム経営とは

ホームルームは、生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものである。生徒は、学校生活の多くの時間をホームルームで過ごすため、自己とホームルームの他の成員との個々の関係や自己とホームルーム集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教員は、個々の生徒が、ホームルーム内でよりよい人間関係を築き、ホームルームの生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めることができるように、ホームルーム内での個別指導や集団指導を工夫することが求められる。

**ホームルーム経営の
在り方**

ホームルーム経営は教職員の共通理解に基づいて行われ、ホームルーム担任は、学校の教育目標やホームルームの実態を踏まえてホームルーム経営を展開する。

ホームルーム経営の中心的な内容は、ホームルーム集団としての質の高まりを目指したり、教員と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係を構築したりすることである。生徒自身がホームルームや学校生活、人間関係をよりよいものにするために、話し合い、決定し、実践するなどの、自発的・自治的な活動を通して、ホームルーム経営の充実を図ることで、ホームルームにおいて互いを尊重し合う風土が醸成され、個々の生徒が自己有用感や自己肯定感を獲得することへつながる。

また、生徒にとって安全・安心な居場所づくりへつなげるために規範意識を醸成することが大切である。安心して自らの意見を述べたり、他者の意見や考えを共感的に受け止めたりすることが可能になり、生徒が、自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環を通じて、主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けることができる。

なお、教師の意識しない言動や価値観が、生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と生徒との人間関係にも十分配慮する必要がある。

**ホームルーム経営の
実際（例）**

〈ホームルーム活動〉

ホームルーム活動の内容の一つは、「学級・ホームルームや学校における生活づくりへの参画」である。

○ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決にあたり、生徒自身が、課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図る活動において、自発的・自治的な活動となるよう、適切な指導を行う。

**ガイダンスの機能と
カウンセリングの充
実**

学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択等については、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行う。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫する。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にする。

8 学級・ホームルーム経営

(4) 学級・ホームルーム経営の在り方と実際～特別支援学校～

学級・ホームルーム 経営の在り方

学級は、児童生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の教師の営みは重要である。学級担任の教師は、学校・学部・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようとする必要がある。

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解である。学級担任の教師の、日頃のきめ細かい観察を基本に、面接等適切な方法を用いて、一人一人の児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが児童生徒理解の第一歩である。日頃から、児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、児童生徒の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた分かりやすい説明に努めながら、相手の身になって考え、相手のよさに気付いたり、よさを見付けようと努めたりする学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、児童生徒相互の好ましい人間関係を育てていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。さらに、集団の一員として、一人一人の児童生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、日頃から、児童生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教師の意識しない言動や価値観が、児童生徒に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と児童生徒との人間関係にも十分配慮する必要がある。

学級・ホームルーム 経営の実際

<朝の会・終わりの会・短学活（ショートホームルーム）>

児童生徒の健康状態等の把握と学校生活を円滑に送るための連絡及び調整の時間である。

- 開始時、終了時のあいさつを行う。
- 欠席、遅刻、早退の点検と理由の確認等の指導を行う。
- 児童生徒の健康状態等の把握と指導を行う。
- 予定等の連絡と、学校、各教科、各分掌からの連絡事項の伝達を行う。

<休み時間>

授業中には見られない児童生徒の姿があり、児童生徒一人一人を理解するとともに、児童生徒一人一人の状況を捉えたい。安全確保と事故防止についても、日頃から留意し指導する必要がある。

<給食の時間>

給食の時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができる（本編P106 IV—8—(1) 「学級経営の実際（例）」参照）。

資料⑨⑩⑪ P164・165

<清掃の時間>

清掃の時間は、児童生徒が協力しながら、力を合わせて働いたり、学級や学校の生活の向上に貢献したりする喜びを実感する時間である。

- 役割分担等を適切に行い、協力して清掃ができるように事前に十分な指導を行う。

学級事務の処理

学級・ホームルーム経営を円滑に進める上で、学級事務の迅速かつ的確な処理が必要となる。また、学級事務は、適正な文書管理が要求される。

学級事務の例として、次のような内容がある。

<年度初めの事務>

- 児童生徒名簿の作成
- 諸表簿等の整備
 - 出席簿、指導手帳、家庭連絡票、入学に係る書類、指導要録、健康診断票、歯の検査票、年間指導計画、学級・ホームルーム活動指導計画
- 教室環境の整備に関わる作業

<日々の事務>

- 出席簿の整理
- 児童生徒の観察記録
- 週指導計画等の作成
- 提出物の整理
- 家庭との事務連絡
- 教室環境の整理整頓
- 防火・安全点検の実施
- I C T機器の管理

<週間の事務>

- 学級・ホームルーム経営案等に基づく活動計画の改善及び作成
 - (週指導計画の作成、提出)

<月間の事務>

- 出席簿の月末統計と整理

<学期末の事務>

- 成績一覧表及び通知票（表）の作成
- 諸表簿の整理提出（出席簿、各教科別成績表、成績一覧表等）

<年度末の事務>

- 指導要録等の表簿の整理
- 年間出席統計

児童生徒に関する表簿データ等は校外に持ち出してもよい。記入は学校内で行い適切に保管する。特に、個人情報の保護については十分留意する。万が一、個人情報の記載された文書、記録媒体などを紛失した場合は、必ず管理職に報告する必要がある。

なお、内容や状況によっては、補助的業務への教員業務支援員の参画等により、負担軽減が可能である。

保護者と連携を図つ た学級・ホームル ーム経営（例）

＜家庭との連携＞

教育活動の一層の充実を図るためにには、児童生徒一人一人を理解し、教育に対する保護者の関心や理解を深め、保護者との相互理解を図ることが大切である。そのためには、日頃から学級・ホームルーム経営方針に理解を得るとともに、保護者等の願いや思いの把握に努めるなど、学校と家庭との密接な連携が必要である。

＜家庭訪問＞

家庭訪問には、一斉に実施する定期訪問と、日常の教育活動の一環として必要に応じて行う臨時訪問がある。年度当初に定期訪問が実施される学校園もあり、その場合、保護者と初対面になる場合が多い。この機会を信頼関係を築く第一歩としたい。

家庭訪問の目的は、児童生徒の家庭及び地域社会の実情を教育的に捉えることにある。さらに、保護者との信頼関係や相互理解を深めることによって、児童生徒の教育という共通の課題について理解と協力を得たいものである。

＜学級・学年通信＞

学級・学年通信は、学校からの諸連絡のほか、児童生徒たちの日々の活動や成長の姿を、家庭に知らせることによって、より密接な連携を図ろうとするものである。

電話応対の基礎 P173・174・175

9 学校教育全体で進める教育活動

(1) 情報教育

ア〈基本的な考え方と目標〉

基本的な考え方

コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレット等に見られるように情報機器の使いやすさの向上とも相まって、児童生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。将来の予測は困難であるが、情報技術は今後も飛躍的に進展し、常に新たな機器やサービスが生まれ社会に浸透していくこと、人々のあらゆる活動によって極めて膨大な情報（データ）が生み出され蓄積されていくことが予想される。このことにより、職業、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇等人々のあらゆる活動において、さらには自然災害等の非常時においても、新たな機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来している。

予測困難な社会において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするために、情報活用能力の育成が極めて重要となっている。情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」の一つであり、児童生徒に確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへつながっていくことが期待されるものである。

学習指導要領では、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとともに、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするために、各教科等において、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。また、児童生徒が将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」をはぐくむため、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動が小学校から高等学校まで行われている。

児童生徒一人一台端末の活用が本格的に始まり、これを活用した授業が進められている。当初は端末をまず活用すること、様々なアプリケーションをいかに多用して授業を行うかが中心であったが、これは教師が主導する従来までの授業においてＩＣＴを活用することで強化しているに過ぎなかった。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）（令和3年1月）では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を掲げ、これらの一体的な充実をとおして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが求められている。個々の児童生徒が自分の学びに責任をもち、自分の意思で工夫して学びに取り組むこと。その学び方は一人一人異なっていてもよく、どのような学び方が最適かは自分の意思で決めるとともに、他者の学びが可視化され、いつでも他者参照ができるクラウド環境を活用することによって協働性と、協働を踏まえて自分の学びを更新していくといった学びが義

務教育課程の児童生徒から高等学校生徒に期待されている。義務教育課程から高等学校の児童生徒が活用している一人一台端末は、このような意義によるものである。

一方、生成AIの急速な進歩は教育にも大きな影響を与えつつある。「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」(令和5年7月)では、生成AIを一律に禁止することなく、一定の条件のもと授業や校務での活用について示された。

情報教育の目標

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（それぞれの該当部）における情報教育の目標は、全ての児童生徒に基礎的・基本的資質として情報活用能力を身に付けさせることである。情報活用能力には次の三つの観点があり、これらを相互に関連付けて発達の段階に応じてバランスよく育成することが必要である。

A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

B 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

《参考資料》

- 「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」（文部科学省 令和5年7月）
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（中央教育審議会 令和3年1月）
- 「教育の情報化に関する手引－追補版－」（文部科学省 令和2年6月）
- 「高等学校情報科『情報II』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 令和2年3月）
- 「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（文部科学省 令和2年2月）
- 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」（文部科学省 令和2年）
- 「高等学校情報科『情報I』教員研修用教材（本編）」（文部科学省 平成31年3月）
- 「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した『次世代の学校・地域』の創生～」（文部科学大臣決定 平成28年7月）
- 「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」（文部科学省 平成23年4月）
- 「情報モラル教育実践ガイド」（国立教育政策研究所 平成23年3月）
- 「学校における教育活動と著作権」（文化庁著作権課 令和5年）
- 「京都府小学校プログラミング教育～育てていこう情報活用能力の森～」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「情報モラル教育指導資料」（京都府総合教育センター 平成29年3月）

9 学校教育全体で進める教育活動
(1) 情報教育
イ 〈内容と情報モラルの指導〉

情報教育の内容

児童生徒の情報活用能力の育成に当たっては、教員が、各教科等の目標と情報教育の目標との関係を正しく理解し、学校全体として体系的に推進することが必要である（本編 P 133 V－3 「授業・学習指導の基本技術」参照）。

【小学校】

情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

また、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要な情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科等の特質に応じて計画的に実施することが重要である。

【中学校】

情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用した学習活動の充実や、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図ることが重要である。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作やそれぞれの教材・教具の特性、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

【高等学校】

「課題の解決に必要な情報を判断し、適切な情報手段を選択して情報を収集する。」、「収集した情報の客觀性・信頼性について考察する。」、「様々な情報を結び付けて多面的に分析・整理したり発信したりする。」、「相手や目的に応じて情報の特性を捉えて効果的に表現する。」等の様々な場面を設定して情報活用能力を育成することが必要である。また、情報や情報手段を実践的に活用するための科学的な見方や考え方として、手順や方法、結果の評価等に関する基本的な理論を理解することも重要である。

【特別支援学校】

コンピュータ等の情報機器は、特別な支援を必要とする児童生徒に対してその障害の状態や発達の段階に応じて活用することにより、学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる有用な機器である。また、インターネットをはじめとするネットワークの世界は、国籍、性別、障害の有無を問わない開かれた世界であり、そこに参加していくことは、障害のある人の積極的な社会参加の新たな形態の一つということもできる。

そのため、情報活用能力を育成するための特別支援学校学習指導要領の規定は小・中・高等学校と同様のものであるが、支援を必要としている児童生徒は、その障害の状態等により情報の収集、処理、表現、発信等に困難を伴うことが多く、情報社会の恩恵を十分に享受するためには、個々の実態に応じた情報活用能力の習得が特に求められる。

情報モラルの指導

京都府教育委員会では、全ての学校で情報モラル教育を実施することを推進している。情報モラルは複雑で多様な問題があるように見えるが、その大半が日常モラルであり、そこに情報技術の特性（基本的な仕組み）が加わることを理解しておくことが重要である。そのためには、「日常モラルを育てる。」「仕組みを理解させる。」「日常モラルと仕組みを組み合わせて考えさせる。」という三つの視点で指導することが必要である。仕組みについては、情報技術が進展しても変化しない部分と、情報技術の進展によって変化する部分がある。この構造を理解して、指導することが求められる。

児童生徒の学び方は変化してきており、情報モラル教育指導の必要性はこれまで以上に求められる。授業中だけでなく一人一台端末の持ち帰りにより端末を操作する機会は格段に増加しているため、情報機器を使い始める前後の指導が非常に重要になる。児童生徒の家庭によって、情報機器を持たせる時期は異なるが、できるだけ児童生徒の状況に即した情報モラル教育を実施するために家庭や地域と連携しながら、学校全体で繰り返し取り組むことが重要である。

なお、定まった行動規範やルールを教えて徹底させるという情報モラル教育から、行動の善悪を自分で判断できる力を身に付けさせることを目的とし、協働学習を通じてデジタル社会における「善き社会の担い手」を目指すデジタルシティズンシップ教育への移行が進んでいる。他律的なルールを守らせるだけではなく、一人一台端末を活用した学びの中で自律的に自分の意思で判断して行動し、どのように使っていくのかを考えていくことが求められている。

情報モラルの判断に必要な要素

○日常モラル

- ・節 度 「やりたいことを我慢する。」「欲しいものを我慢する。」等
- ・思 慮 「情報を正しく判断する。」等
- ・思いやり、礼儀 「適切なコミュニケーションをとる。」等
- ・正 義 、 規 範 「情報社会のルールを守る。」「正しいことを実行する。」等

○仕組みの理解

- ・インターネットの特性
 - 公開性：「公開である。」
 - 記録性：「記録が残る。」
 - 信憑性：「信用できない情報がたくさんある。」
 - 公共性：「インターネットは公共の資源である。」
 - 流出性：「情報が漏れる。」等
- ・心理的身体的特性
 - 「夢中になってやめられなくなる。」「非対面で伝わりにくい部分がある。」「不安になる。」「感情的になりやすい。」等
- ・機器やサービスの特性
 - 「夢中になりやめられなくなるサービスがある。」「いつでもどこでもつながることができる。」「サービスの提供側から様々な勧誘がある。」「無料であることをうたって利用を勧誘してくる。」等

9 学校教育全体で進める教育活動 (2) キャリア教育

基本的な考え方

学習指導要領総則には、「児童生徒が「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と明示している。

社会構造の変化が急激に進む中、児童生徒に生き抜く力をつけさせるためには、社会の変化に対応できる基礎的・汎用的能力をはぐくむことが大切である。

そのためには、特定の教科・領域だけでなく、学校教育全ての場面でキャリア教育の視点をもった教育展開が肝要である。具体的には、はぐくみ児童生徒像を明確にした上で、学校で学ぶことと社会との接続を意識した教育を展開し、児童生徒のキャリア発達を促していくことである。

児童生徒が学校での学習と自分の将来との関係に意義を見いだし学ぶ意欲を高めるとともに、体験的な活動等を通して学校での学びを社会に役立てられるよう、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進することが求められる。

キャリア教育の内容

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級・ホームルーム活動を要としながら、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これから学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級・ホームルーム活動の指導に当たることが重要である。

なお、今回の学習指導要領の改訂により、小学校の学級活動に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点から的小・中・高等学校等学校間のつながりが明確になるようにしている。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。

キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業等との関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、育成すべき資質・能力を念頭においた職場見学や社会人講話等の機会を設ける工夫をすることも期待されている。「社会に開かれた教育課程」の理念の下、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、P T A・青少年団体、企業・N P O等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められる。

ただし、キャリア教育は、初等教育から高等教育に至る系統的・組織的な教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力をはぐくむものであることから、夢をもつことや職業調べ等の固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

特別支援学校における キャリア教育

キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路をめぐる環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

また、卒業後の生活において、進路に関する指導だけでなく、スポーツ活動や文化活動等を含め、障害のある児童生徒が自己実現を図るために生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

キャリア・パスポート

学習指導要領の特別活動では、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」と定めている。

これを受け、文部科学省は、「『キャリア・パスポート』例示資料等について（事務連絡）」で、前述の「活動を記録し蓄積する教材等」を「キャリア・パスポート」と呼ぶこととし、「2020年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校において実施すること。」を求めている。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正等の改善を支援し、個性を伸ばす指導へつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。

《参考資料》

- 「中学校・高等学校キャリア教育の手引き－中学校・高等学校学習指導要領（平成29年・30年告示）準拠－」
(文部科学省 令和5年3月)
- 「小学校キャリア教育の手引き－小学校学習指導要領（平成29年告示）準拠－」(文部科学省 令和4年3月)
- 「『キャリア・パスポート』例示資料等について（事務連絡）」(文部科学省 平成31年3月)
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ特別編・キャリアパスポート特別編1～10」
(国立教育政策研究所 平成30年5月～令和4年9月)
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ2」(国立教育政策研究所 平成30年3月)
- 「キャリア教育リーフレットシリーズ1」(国立教育政策研究所 平成29年3月)
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット「『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変える！
キャリア教育：個々のキャリア発達を踏まえた“教師”的働きかけ」(国立教育政策研究所 平成28年3月)
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット「子供たちの『見取り』と教育活動の『点検』
～キャリア教育を一歩進める評価～」(国立教育政策研究所 平成27年3月)
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット「データが示すキャリア教育が促す『学習意欲』」
(国立教育政策研究所 平成26年3月)
- 「第2期京都府教育振興プラン」(京都府教育委員会 令和3年3月)
- 「『キャリア・パスポート』の取組をすすめるために～教員向け説明資料～」(京都府教育委員会 令和元年9月)

9 学校教育全体で進める教育活動

(3) 伝統や文化に関する教育(超スマート社会やグローバル社会への対応)

求められる資質・能力 の育成

平成18年12月、教育基本法が改正され、教育の理念の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」(第2条第5号)が新たに盛り込まれた。

社会が超スマート化、グローバル化するなど、めまぐるしく変化する中、自国や他国の言語や文化を理解し、日本人としての美德やよさを生かし、新たな価値を生み出す力や世界へ発信し国際社会で活躍できる資質・能力の育成が求められている。言語能力を高め、国語科で情報を的確に捉えて考えをまとめ表現できるようにすることや、外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図ることができるようになることが、こうした資質・能力の基盤となる。加えて、古典や歴史、芸術の学習等を通じて、日本人として大切にしてきた文化を積極的に享受し、我が国の伝統や文化を語り継承していくけるようにすること、様々な国や地域について学ぶことを通じて、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していくことができるようになること等が重要である。

自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、変化する社会の中で自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共に存することができるといえる。国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、自らの国や地域の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが求められる。

そのためには、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動等において、学習指導要領に示された各教科等における指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題解決型の学習等を取り入れ、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践を展開することが大切である。

伝統や文化に関する 教育の充実

幼稚園教育要領及び学習指導要領のポイントとして、教育内容の改善事項の一つに、「伝統や文化に関する教育の充実」が示され、各教科等において具体的に充実を図ることが求められている。

幼稚園教育要領では、身近な環境との関わりに関する領域「環境」の内容の取扱いの中で、「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようになること。」が示されている。

学習指導要領では、小・中学校国語科において「引き続き、我が国の言語文化に親しみ、愛情をもって享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を小・中・高等学校を通じて育成するため、伝統文化に関する学習を重視することが必要である」という中央教育審議会答申を踏まえ、「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」に関する事項を、「我が国の言語文化に関する事項」としてその内容の改善が図られた。その他にも、主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)等、伝統や文化に関する指導の充実を示している。

京都府の取組

「第2期京都府教育振興プラン」推進方策6「文化振興と文化財の保存・継承・活用」に基づき、「文化を未来に伝える次世代育み事業」、「高校生『京の文化力』推進事業」、文化財及び府立郷土資料館を活用した出前授業や体験学習等を実施し、博物館や美術館と連携した子どものための文化芸術鑑賞・体験を支援する取組を行っている。また、美術工芸展等子どもの心を込めた作品発表の場の提供を行い、京都の自然・歴史・文化・伝統行事、伝統産業等を学ぶ機会の充実や伝統・文化の次世代への継承を図る取組の推進を行っている。

そして、推進方策6(24)「京都の伝統と文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成」に基づき、文化庁と連携し、地域の祭りや伝統芸能を次世代に継承するとともに、地域の文化を活用して地域活性につなげる取組に参画し、文化的な軸を持って新たな価値を生み出し、発信できる資質・能力の育成を図っている。

京都府は歴史的な伝統を守りつつ、新しい文化を常に創造し続けてきた。授業を通して、児童生徒の伝統や文化を尊重する態度を養い、地域を愛する心をはぐくむこと、そして、それらを発信できる力を身に付けさせることが重要である。

また、推進方策1(4)「京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成」に基づき、外国語によるコミュニケーション能力の育成と、多様な文化を理解し尊重する資質や能力を備えた価値観や文化的背景の理解を深める取組の充実を図り、国内外の高校・大学や企業等と連携し、ICTを活用した遠隔教育を通して国際社会で活躍できるイノベティブでグローバルな人材の育成を図っている。

「グローバル人材」の概念

要素I：語学力・コミュニケーション能力

要素II：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

要素III：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー

(「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ 平成24年6月4日)

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

海外から帰国した児童生徒等については、学校生活への適応とともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うことが必要である。また、日本語の習得に困難のある児童生徒については、個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成すること等により、効果的な指導に当たることが必要である。

《参考資料》

- 「外国人児童生徒 受入れの手引 改訂版」（文部科学省 平成31年3月）
- 「C L A R I N E Tへようこそ」（海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ 文部科学省）
- 「グローバル人材育成推進会議」審議まとめ（文部科学省 平成24年6月）
- 「外国人児童生徒に関する指導の指針」（京都府教育委員会 平成19年5月）
- 「京都府の『歴史・伝統・文化』を学ぶために・教えるために」（京都府総合教育センター 令和5年6月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(4) 主権者教育

主権者として求めら れる資質・能力

議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもつて政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、18歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。

また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけではなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わることができるようになることも前提となる。

こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原理となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である。これらの力を教科横断的な視点ではぐくむことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。

これらの力をはぐくんでいくためには、発達段階に応じて、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題の解決を視野に入れ、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱っていくことが求められる。

その際、専門家や関係機関の協力を得て実践的な教育活動を行うとともに、現実の複雑な課題について児童生徒が課題や様々な対立する意見等を分かりやすく解説する新聞や専門的な資料等を活用することが期待されている。

また、主権者教育については、家庭・地域との連携が重要であり、例えば投票に対する親しみを持たせるために、公職選挙法改正により全国で可能となつたいわゆる子連れ投票の仕組みを生かして保護者が児童生徒を投票所に同伴したり、児童生徒と地域の課題について話し合ったりすることや、地域の行事などで児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出していくことが期待されている。

学習指導要領では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、小学校・中学校・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点で育成することとされている。

例えば、小学校社会科で市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校社会科（歴史的分野）で民主政治の来歴、同科（公民的分野）で民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連を扱うこととされた。また、高等学校では、現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向けて、自己と社会のかかわりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等を目指す共通必履修科目として「公共」を新設するなど、主権者に関する教育の充実が図られている。

学習指導要領におけ る主権者教育の充実

京都府における主権者教育の目的

地域と連携・協働する活動を主体的に行うことにより地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、共生するための相互尊重のルールを身に付け、民主社会の維持・発展を図るために必要な知識や見方・考え方を習得し、国家・社会の形成者としての資質をはぐくむ。

京都府における主権者教育ではぐくむ力、態度

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

京都府における主権者教育の視点



高等学校等における主権者教育指導の手引き

京都府における主権者教育は、地域貢献や地域連携活動の推進、「法やルールに関する教育」の実践及び政治的教養をはぐくむ実践という三つの視点とともに、公職選挙法の一部改正の目的及び文部科学省初等中等教育局長通知（平成27年10月29日付け）を踏まえて実践するものとする。

1 地域貢献・地域連携活動の推進

主権者教育の基盤となるもので、身近な地域を理解し、その課題を多面的・多角的に考察し地域住民として社会に参画する意識を持たせる教育を推進する。そのため、各校が防災、安全、文化・観光、福祉、環境等をテーマとする社会貢献活動に積極的に取り組むものとする。

2 「法やルールに関する教育」の実践

平成25年度から本府では「法やルールに関する教育」を実施している。「法」の基礎となる考え方として、「自由」「責任」「ルール」「公平・公正」「正義」の5つがあり、これらはお互いに大きな関わりを持っている。みんなの「自由」ができるかぎり守り、それぞれが持つ「責任」をはっきりさせるために、「ルール」がある。そして、「正義」にあてはまる「ルール」だけが「法」として存在している。生徒がこのことを学び、確かなルール感覚を身に付けて、社会に参加していくことが求められている。

3 政治的教養をはぐくむ実践

健全な民主主義社会とは、身近な地域社会の小さな討論に始まり、いろいろな段階において討論が行われ、話し合いがもたらされた上で、問題の解決、決定が図られる社会である。話し合いにより合意形成を図ることの重要性を学ばせることが重要である。

さらに、より発展的に地域の課題や政治的な問題について考察し、自己の基準で投票するために候補者の考え方や姿勢を判断し、具体的にどう選ぶのかを模擬投票といった実践的な方法で学ばせるとともに、模擬請願、模擬議会等の実践に取り組むことが重要である。明日の京都を担う高校生育成支援事業では、模擬選挙、議会傍聴、ディベート等を行うことにより選挙制度への理解と現実社会の諸問題について多面的・多角的に考察し公正に判断する力、他者と協働して解決（合意形成）する姿勢や自らの主張を論理的に説得する力など、有権者として必要な政治的教養をはぐくむ取組を支援している。

《参考資料》

- 「高校生向け副教材『私たちが拓く日本の未来』」（総務省・文部科学省 令和4年度一部改訂及び見直し）
- 「小・中学校向け主権者教育指導資料『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」
（文部科学省 令和4年9月）
- 「主権者教育の推進に関する有識者会議 とりまとめ」（総務省 平成29年3月）
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
（中央教育審議会 平成28年12月）
- 「高等学校等における主権者教育指導の手引き」（改訂版）（京都府教育委員会 平成29年3月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(5) 環境教育

環境教育の目的

環境教育の目的は、身の周りの生活に係る規範意識をはぐくむのみならず、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることである。

そのためには、社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見たり、課題を発見・解決したり、既成概念にとらわれず新しい価値を創り出す「未来を創る力」及び地球環境やそれを取り巻く社会を理解し、その変化に気付いて保全のために行動できる「環境保全のための力」の両方を育成する必要がある。

環境教育の視点

環境教育を行う際には、次のことに留意して進めることが大切である。

1 持続可能な社会の創り手の育成

環境教育は、これまで以上に E S D (持続可能な開発のための教育) や S D G s (持続可能な開発目標)との関連を踏まえたものにしていく必要がある。自ら環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力等を育成することを通して、持続可能な社会の構築という観点を意識した「児童生徒の意識の変容を引き出す」ことを目指す。

2 重視する要素

- 人間と環境及び環境に関する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶ。
- 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度で捉える。
- 生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷を捉える。等

3 体験活動を通じた学びの場の設定

体験活動を取り入れた環境教育を積極的に進める。その際、教師はファシリテーターとして関わる意識をもち、学ぶ側が主体となり自らが考える活動となるように配慮する。また、活動が一過性のものとならないよう「ねらいの具体化」や「効果の可視化」を行い、改善につなげるよう留意する。

4 地域や家庭、各種機関等との連携

体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠となる。教職員は、E S Dの視点から地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められている。

5 地域の実態からの取組

特定の地域からの視点をもった活動は、人と環境との循環と共生に関する俯瞰的な理解の促進が期待できる。この活動は、地域の企業や地域自身に関わる複合的・波及的な効果も期待でき、「地域循環共生圏」の創造にもつながるため、特に積極的に進めていくべきである。

環境教育の進め方

環境教育を進めるに当たっては、教科等横断的な学習や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する。また、校種間の接続や家庭、地域社会、関係機関との連携を通して、生活とのつながりを意識しながら取り組むことが大切である。教職員は、研修や講習等への参加、「E S D推進の手引」(文部科学省国際統括官付日本ユネスコ国内委員会)等の資料を活用し、実践力の向上を図ることが求められている。

《参考資料》

- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（環境教育等促進法基本方針の変更）」（環境省 平成30年6月）
- 「環境教育指導資料『幼稚園・小学校編』（平成26年10月）・『中学校編』（平成28年12月）」（国立教育政策研究所）
- 「我が国における『持続可能な開発のための教育（E S D）に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画（E S D国内実施計画）」（持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議 平成28年3月）
- 「京都府 京とあーすの環境」<https://www.pref.kyoto.jp/kankyo/>（京都府）

基本的な考え方

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会総がかりで推進を図っていくことが重要である。

**京都府における読書
活動の取組**

京都府では、京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)をまとめ、以下に示された読書活動を推進している。

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 地域社会における読書活動の推進
- 4 効果的な読書活動の推進

また、京都府立図書館では、学校における探究型学習への支援として「学校支援セット」の貸出しや「来館型調べ学習」を行っている。

**学校図書館の機能・
役割**

学校図書館は、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられているが、学校図書館はこれらの資質・能力をはぐくむ場としての機能がますます期待される。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要である。

《参考資料》

- 「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）～読書ではぐくむ豊かな子どもの未来～」
(京都府教育委員会 令和2年3月)
- 「学校図書館機能充実ガイドライン」（京都府教育委員会 平成27年1月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(7) 食育

基本的な考え方

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものである。食育基本法前文では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としている。京都府の学校における食育推進の基本的な考え方は次のとおりである。

- 1 「食に関する指導の全体計画」を作成し、学校の「食に関する指導の目標」に基づき各学年ではどのような資質・能力を育成するのか明らかにし、どの教科等でいつ誰が指導を行うのかを全教職員が理解し確実に実施する。
- 2 食の専門家である「きょうと食いく先生」による実践型食育（田植え、稲刈り、茶摘み、漬け物作り、味噌作りを体験させるなど）を推進する。
- 3 先進的な実践事例を活用し、家庭、地域及び研究機関や企業等の外部専門家との連携を図る食育を推進する。
- 4 学校給食未実施の中学校や高等学校においても、ライフステージにおける大切な食育の場であることを意識し、校種間の系統性を踏まえながら、学校教育活動のあらゆる場面で食育を推進する。
- 5 地場産物や地域の郷土食、行事食を献立に取り入れたり、教科等と関連させた献立の工夫や食品ロスの削減に関心をもたせたりするなど、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図る。

食に関する指導

食生活の改善や睡眠時間の確保といった生活習慣の確立は「生きる力」の基盤であり、その第一義的責任は家庭にある。しかしながら、近年、子どもたちの偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや肥満や過度のやせ傾向の増大等が見られ、食生活の乱れが生活習慣病を引き起こす一因であることも懸念されている。学校教育においても、子どもたちの生活や学習の基盤としての食に関する指導の充実が求められている。

各学校では、給食の時間をはじめ、関連教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動等、様々な場面で食に関する指導を行う。学校における食育の推進は、食に関する指導の全体計画に基づき校長のリーダーシップのもとに学級担任、教科担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、調理員等、全教職員が連携・協力し、関連教科等の指導内容・方法を生かしつつ教科等横断的に行われることが重要である。

なお、中学校においても生徒が健康の大切さを実感し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活を営めるよう、食に関する指導が適切に行われる必要がある。さらに、高等学校においては生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、指導することが重要である。

また、児童生徒の食に関する健康上の課題が多様化する中で、栄養教諭、養護教諭等の専門性を生かした個別的な相談指導を、組織的・計画的に実施することが重要である。

資料⑪ P165

《参考資料》

- 「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（文部科学省 平成31年3月）
- 「栄養教諭を中心としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のP D C A～」
(文部科学省 平成29年3月)
- 「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」（文部科学省 平成28年2月）
- 「中学生用食育教材『「食」の探究と社会へのつながり』」（文部科学省 令和3年3月）

9 学校教育全体で進める教育活動

(8) 社会奉仕等に関わる体験活動を生かした学習

社会奉仕等に関わる 体験活動を生かした 学習の目的

社会奉仕等に関わる体験活動は、共に助け合って生きることの喜びを体得する中で、自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てることを目指すものであり、人、社会、自然と関わる直接的な体験活動を通じて、青少年の望ましい人格形成に寄与する。大人にとっても、家族や周囲の人々、地域や社会のために何かをすることで喜びを感じるという、人間としてごく自然な温かい感情を湧き起こし、個人が生涯にわたって、「よりよく生き、よりよい社会をつくる」ための鍵となる。

また、実施に際しては、発達の段階に応じた活動の実施、興味関心を引き出し自発性を高める工夫や、生徒会等を活用したリーダーシップの育成、自発的なボランティア活動等の高等学校における単位認定等、活動の適切な評価等に配慮して取り組む必要がある。

具体的な活動例

- 地域社会への協力や学校内外のボランティア活動
- 各種の生産（飼育栽培）活動
- 校内外の美化活動 等

実施上の留意点

発達の段階に応じた適切な活動の機会の提供が行われるよう、自校の教育目標や地域の実情を踏まえ、学校として活動のねらいを明確にし、現状の教育活動全体を見直し、

- 1 学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間はじめ、各教科等の学習指導及び部活動等の課外活動等教育活動において適切な位置付けを行うこと。
- 2 各校種におけるそれぞれの取組に継続性をもたせ、発達の段階に即して活動の内容や期間等を工夫すること。
- 3 各教科等における学習指導との関連を図ること。
などが求められる。

特に教科担任制を取り入れている小学校高学年や中学校・義務教育学校及び高等学校においては、教科担任の教員間の緊密な連携・協力が重要である。